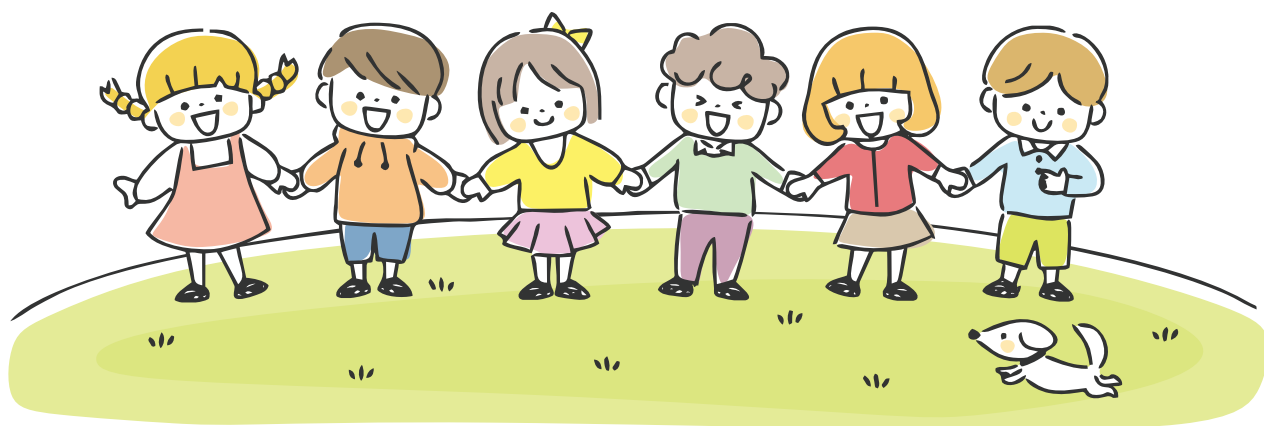


小鹿野町こども計画

令和7年度▶令和11年度

かがやく未来へ おがの人づくり



令和7年3月

埼玉県小鹿野町

町長あいさつ

小鹿野町では、こどもや子育て家庭の様々なニーズに対応するため、次世代育成支援対策推進法や、子ども・子育て支援法に基づく「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して子育てができる幼児期の教育・保育の総合的な提供や、こどもの健やかな育ちを地域で支える施策を推進してきました。



しかしながら、急速な少子化の進行とそれに伴う人口減少、共働き家庭の増加や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などによる子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめや児童虐待、貧困など困難な状況にあるこどもや家庭に対する支援、子育ての不安感や孤立感を解消し、こどもが健やかに育つ環境を整備することは重要な課題となっています。

国においては、令和5年4月、こどもに関する施策の基盤となる「こども基本法」が施行され、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、幅広いこども施策を総合的に推進するための基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本町においても、国の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の改訂に合わせて、こども基本法に基づく「小鹿野町こども計画」として一体的に策定することとしました。

本計画は、町の宝であるこども・若者が個人として尊重され、自らの意見や希望に応じてその意欲と能力を発揮し、小鹿野町に愛着を持ち、自分の未来に夢や希望を持って成長できる社会の実現に向け、こども施策を総合的に推進してまいります。また、家庭、教育・保育施設、学校、地域、企業など多様な主体がそれぞれの役割を担い、相互に共働・連携し、本計画を着実に実行することで、『かがやく未来へ おがの人づくり』の実現に向けて取り組んでまいりますので、町民の皆様方により一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました「小鹿野町児童福祉審議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等計画策定に対してご協力をいただきました多くの皆様に対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和7年3月

小鹿野町長 森 真太郎

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の期間	2
3 計画の対象	2
4 計画の位置付け	3
5 計画の策定体制	4
(1) アンケート調査	4
(2) 小鹿野町児童福祉審議会	4
(3) パブリックコメント	4
第2章 小鹿野町のこども・若者を取り巻く現状	5
1 統計的な状況	5
(1) 人口の推移	5
(2) こども人口の推移と推計	6
(3) 世帯の状況	7
(4) 母子・父子世帯の状況	7
(5) 出生数の推移	8
(6) 合計特殊出生率の推移	8
(7) 婚姻・離婚状況の推移	9
(8) 就業率	9
(9) 小・中学校におけるいじめの認知件数	10
(10) 小・中学校における不登校の状況	10
(11) 支援が必要なこどもの状況	10
2 アンケート調査結果	12
(1) 概要	12
(2) 結果(抜粋)	13
3 小鹿野町のこども・若者を取り巻く課題	20
第3章 計画の基本的考え方	23
1 計画の目指すべき方向性	23
2 施策目標	24
基本目標1	24
基本目標2	24
基本目標3	25
3 施策体系	26
第4章 こども・若者施策の展開	27
成果指標	27
基本施策1 こども・若者の権利の尊重	28
具体的施策① こどもの権利に関する理解の促進	29

具体的施策② こどもの意見表明・参加の促進.....	31
具体的施策③ こども・若者の居場所・活動の充実.....	32
具体的施策④ こども・若者の権利侵害の防止、相談支援.....	35
基本施策2 質の高い教育・保育の総合的な提供.....	38
具体的施策① 乳幼児期の教育・保育の充実.....	39
具体的施策② 学校における教育環境の充実.....	42
基本施策3 若者の自立と社会参加の支援.....	45
具体的施策① 未来へ踏み出す若者応援.....	46
具体的施策② 困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援.....	48
具体的施策③ 出会いや結婚への支援.....	50
基本施策4 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援.....	51
具体的施策① 親と子の健康づくりに向けた支援.....	52
具体的施策② 子育て家庭の負担の軽減に向けた支援.....	57
具体的施策③ 子育てを応援する環境づくり.....	59
具体的施策④ 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実.....	60
基本施策5 困難を抱える子育て家庭への支援.....	62
具体的施策① こどもの貧困対策の推進.....	63
具体的施策② ひとり親家庭への支援.....	66
具体的施策③ 特別な支援を必要とする子育て家庭などへの支援.....	68
基本施策6 こども・子育てにやさしい地域環境の整備.....	70
具体的施策① 子育て関連団体の活動促進.....	72
具体的施策② 地域における子育て支援ネットワークの強化.....	74
具体的施策③ 子育てしやすい環境の推進.....	76
具体的施策④ こどもの安全・安心の確保.....	78
第5章 教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込み.....	80
1 教育・保育提供区域の設定.....	80
2 教育・保育の量の見込み.....	80
3 地域子育て支援事業.....	82
(1) 時間外保育事業(延長保育).....	82
(2) 放課後児童健全育成事業(学童保育室).....	82
(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ).....	83
(4) 地域子育て支援拠点事業.....	83
(5) 一時預かり事業.....	84
(6) 病児保育事業.....	84
(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター).....	85
(8) 妊婦に対する健康診査.....	85
(9) 乳児家庭全戸訪問事業.....	86
(10) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業.....	86
(11) 利用者支援事業.....	87

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	87
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	87
(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規）.....	88
(15) 児童育成支援拠点事業（新規）.....	88
(16) 親子関係形成支援事業（新規）.....	89
(17) こども誰でも通園事業（新規）.....	89
(18) 産後ケア事業（新規）.....	90
(19) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業（新規）.....	90
4 教育・保育の一体的な提供及び推進.....	91
(1) 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策.....	91
(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	91
5 その他推進方策.....	92
(1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	92
(2) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携.....	92
6 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組.....	92
第6章 計画の推進.....	94
1 計画内容の住民への周知.....	94
2 推進体制.....	94
(1) 推進体制の整備.....	94
(2) 地域や関係機関等との連携・協働.....	94
3 計画の点検・評価の実施.....	94
資料編.....	95
1 小鹿野町児童福祉審議会条例.....	95
2 小鹿野町児童福祉審議委員名簿.....	97
3 小鹿野町子ども・子育て支援事業計画庁内検討会議設置要綱.....	98
4 小鹿野町子ども・子育て支援事業計画庁内検討会議委員名簿.....	100

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

我が国では、こども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

また、「こども未来戦略」では、①若者・子育て世代の所得を増やす ②社会全体の構造や意識を変える ③全てのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくことを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざしています。

第2期小鹿野町子ども・子育て支援事業計画が令和6年度に計画期間の最終年度を迎えることにより、社会環境の変化や本町の子どもや子育てを取り巻く現状、現行計画の進捗状況等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取組をさらに効果的かつ総合的に推進するため、「子ども・若者計画」や「子どもの貧困対策計画」を包含した「小鹿野町こども計画」を策定しました。

こども大綱及びこども基本法

こども施策に関する大綱（こども大綱）【こども基本法第9条に規定】

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

こども計画の策定【こども基本法第10条に規定】

- ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務化
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

子ども・若者計画

こどもの貧困対策計画

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画

こども等の意見の反映【こども基本法第11条に規定】

- ・こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている

こども大綱に掲げられる6本の柱

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

2 計画の期間

- 本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間となります。
- 計画期間中であっても、社会経済情勢や町の状況の変化、こども・子育て家庭・若者のニーズ等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

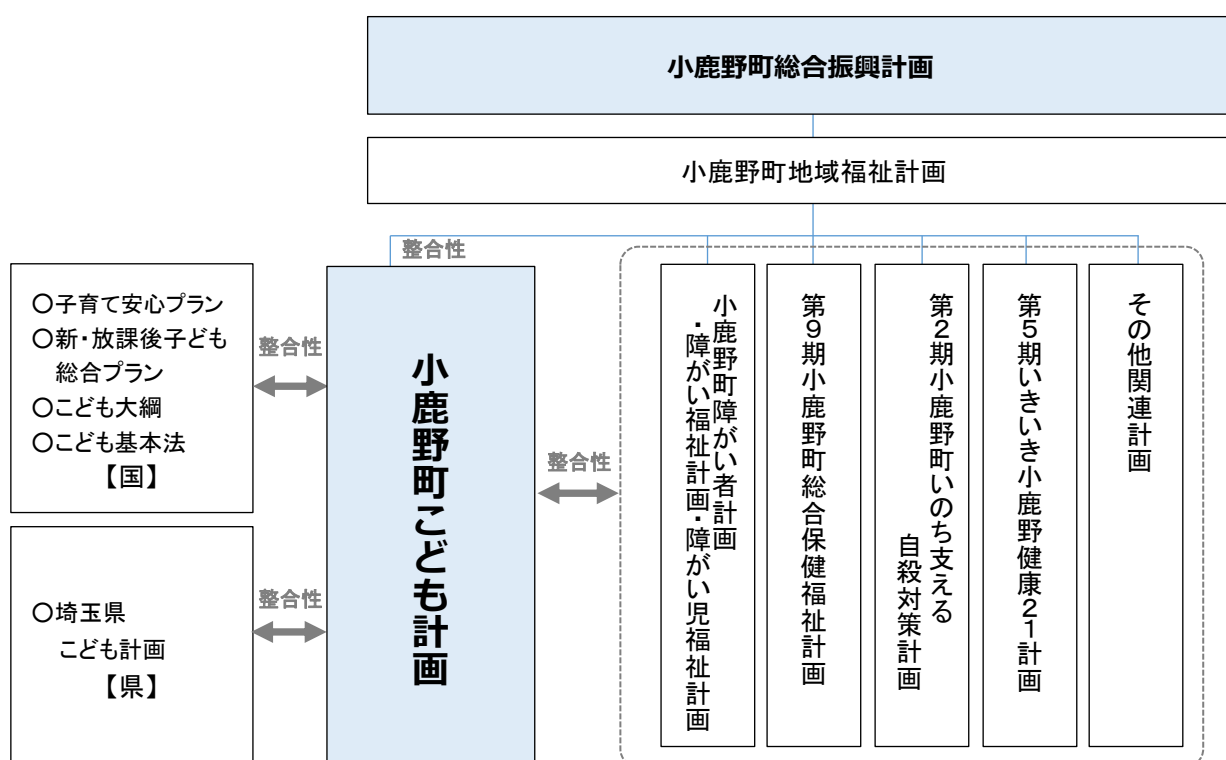
3 計画の対象

- これまでの「こども・子育て支援」については、計画の対象を「生まれる前から乳幼児期を経て18歳までのこどもとその家庭、地域、企業、行政など全ての個人及び団体」としていました。
- 新たな「小鹿野町こども計画」においては、「若者支援」も包括されることから、計画の対象年齢を「生まれる前から乳幼児期を経て、おおむね40歳未満のこども・若者とその家庭、地域、企業、行政など全ての個人及び団体」とします。

4 計画の位置付け

本計画は、町のまちづくりの総合的指針である「小鹿野町総合振興計画」や「小鹿野町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略」、「小鹿野町地域福祉計画」に基づく、こどもに関する個別計画であるとともに、こどもに関する以下の法定計画を包含する総合的な計画です。

- ①子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ③健やか親子21（第2次）に基づく「母子保健計画」
- ④こどもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困対策計画」
- ⑤子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」



5 計画の策定体制

(1) アンケート調査

本計画の策定にあたり、子育て支援サービスの利用状況や今後の利用意向、子育てに関する意見や日頃の生活状況を把握し、ニーズを十分に踏まえた計画とするため、次の方々を対象としたアンケート調査を実施しました。

対象者	配付数	回収件数	回収率
未就学児童保護者	182件	144件	79.1%
小学生児童保護者	324件	311件	96.0%
小学4・5年生	122件	110件	90.2%
中学1・2年生	169件	136件	80.5%
小・中保護者	296件	245件	82.8%
町民(16～39歳)	1,000件	230件	23.0%

(2) 小鹿野町児童福祉審議会

本計画に子育て当事者等の意見を反映し、本町のこどもと子育て家庭及び若者の実情を踏まえて実施するため、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等並びに子育て及び若者の当事者で構成する「小鹿野町児童福祉審議会」にて審議を行いました。

(3) パブリックコメント

本計画の素案を作成する段階において、計画策定に関する情報を広く町民に提供するとともに、町民の意見を本計画に反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

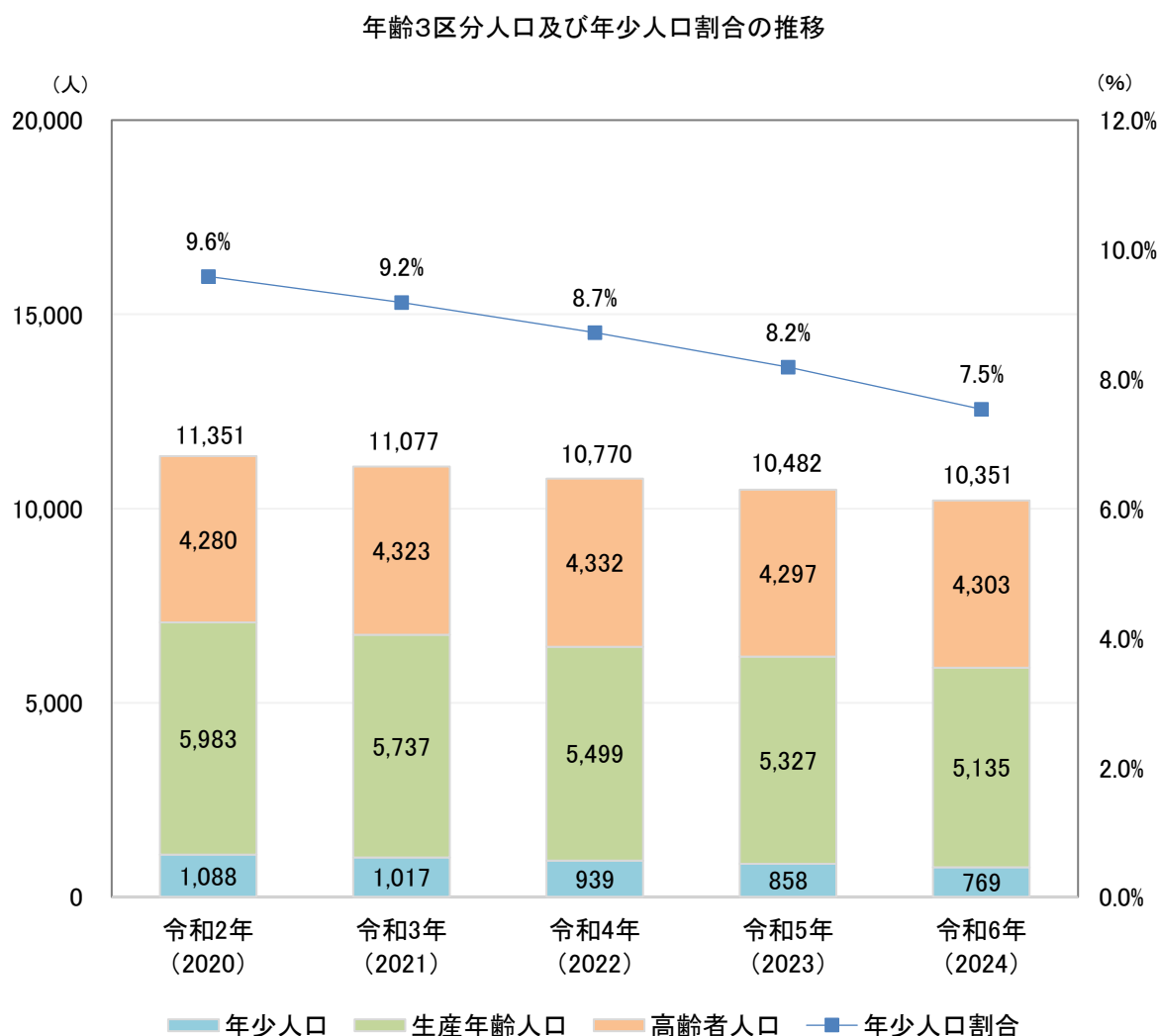
第2章 小鹿野町のこども・若者を取り巻く現状

1 統計的な状況

(1) 人口の推移

本町の総人口は、令和6年4月1日現在、10,351人で減少傾向となっています。

このうち、15歳未満の年少人口は、769人で総人口の7.5%となっています。総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、令和2年から令和6年までの5年間で2.1ポイント減少しています。

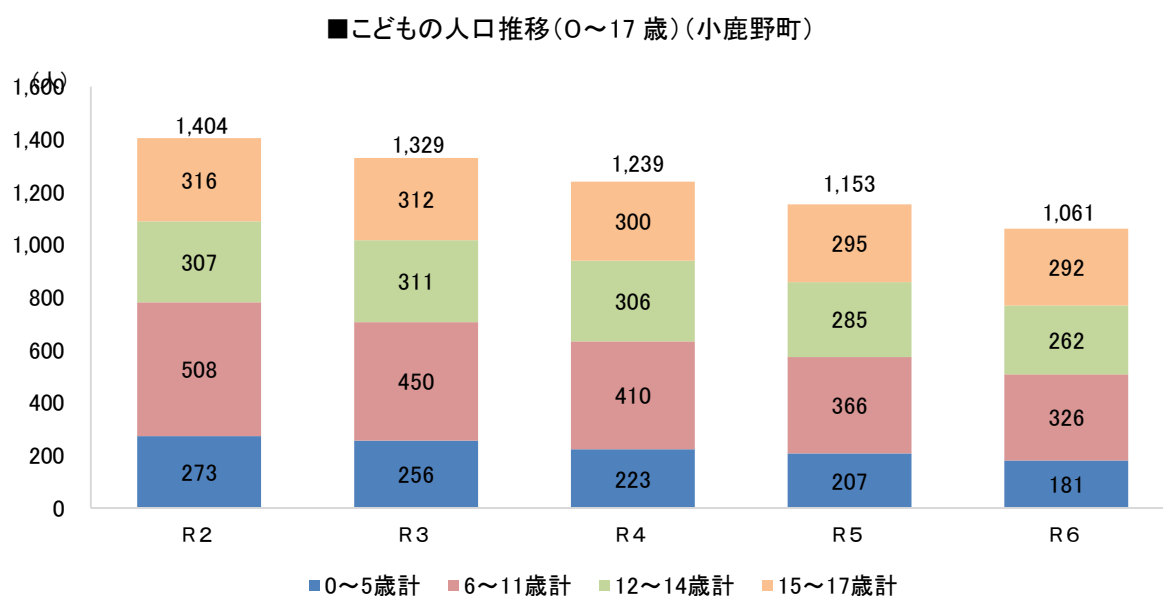


出典:「住民基本台帳」各年4月1日現在

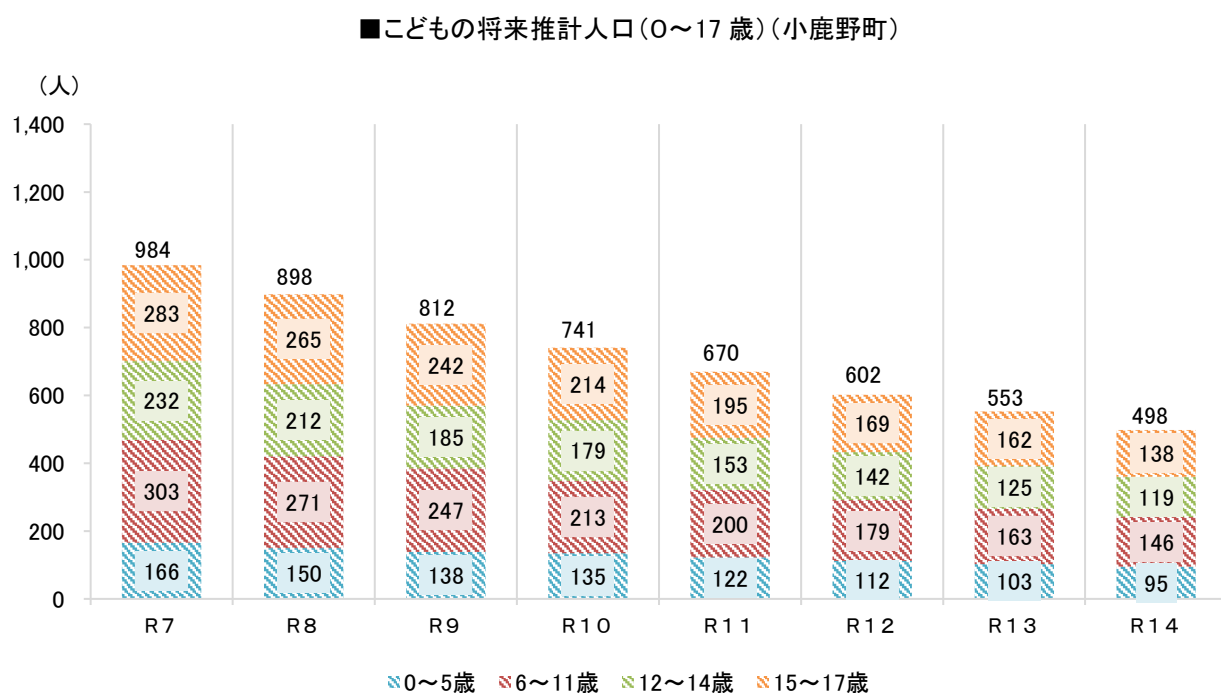
(2) こども人口の推移と推計

本町のこども人口は、年々減少傾向となっており、令和6年4月1日現在は1,061人となっています。

一方、こどもの将来推計人口は、令和14年4月1日には498人とされ、さらなる減少が見込まれています。



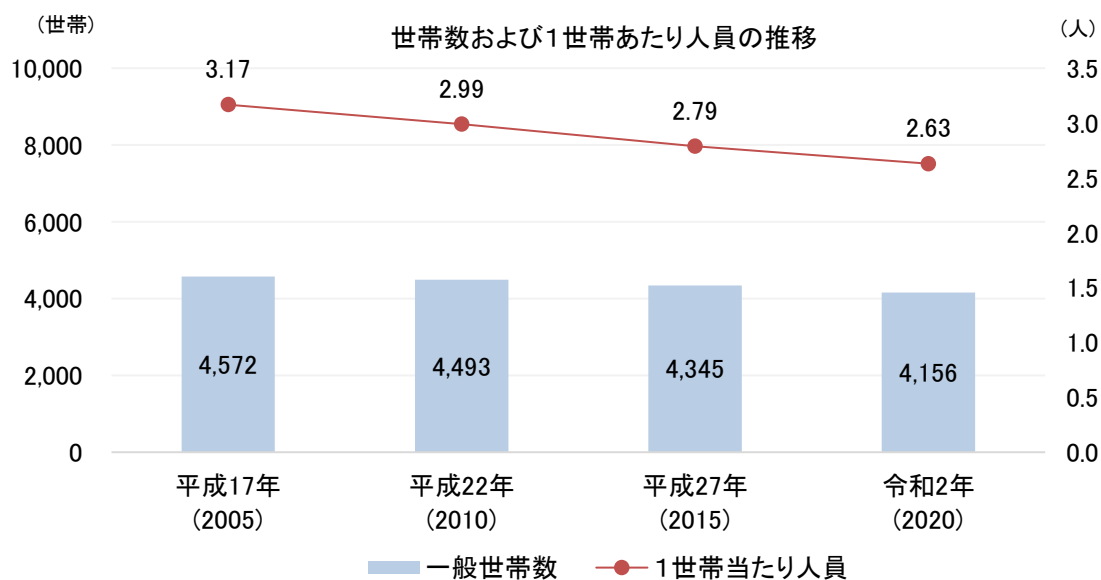
出典:「住民基本台帳」各年4月1日現在



出典:「住民基本台帳」各年4月1日現在、コーホート変化率法による推計データ

(3) 世帯の状況

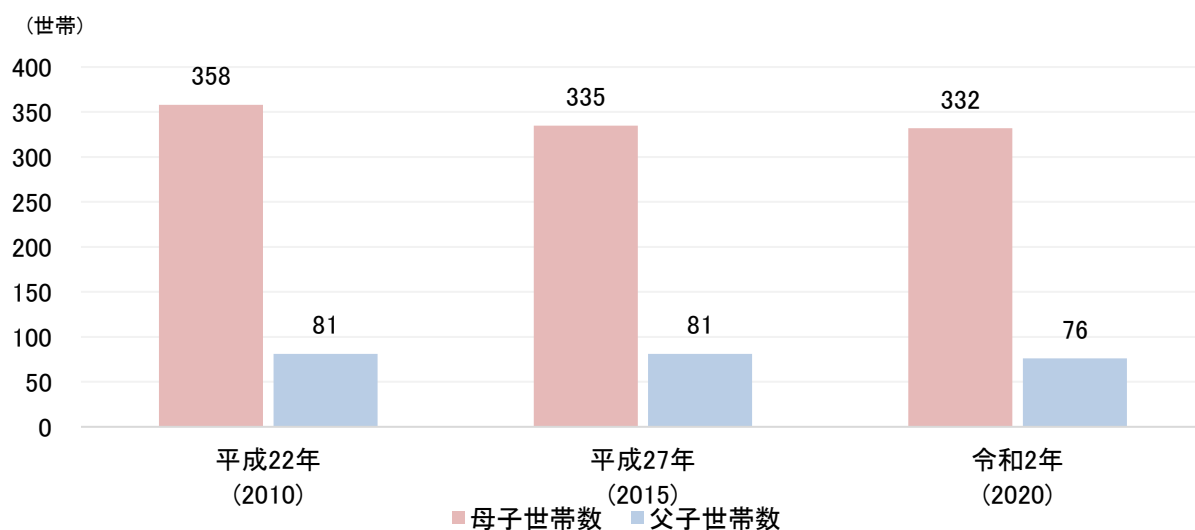
世帯数は、令和2年では4,156世帯で平成17年から416世帯の減少となっています。また、世帯あたり人員も平成17年以降、減少傾向で推移しており、令和2年では2.63人と核家族化の進行が伺えます。



出典:「国勢調査」

(4) 母子・父子世帯の状況

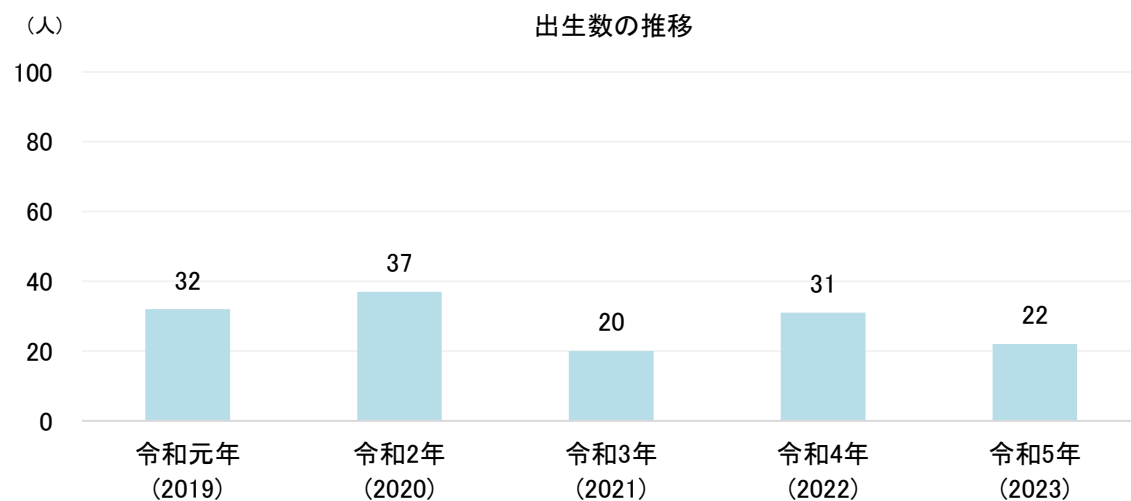
本町の母子家庭、父子家庭の世帯は、ともに減少傾向で推移しています。



出典:「国勢調査」

(5) 出生数の推移

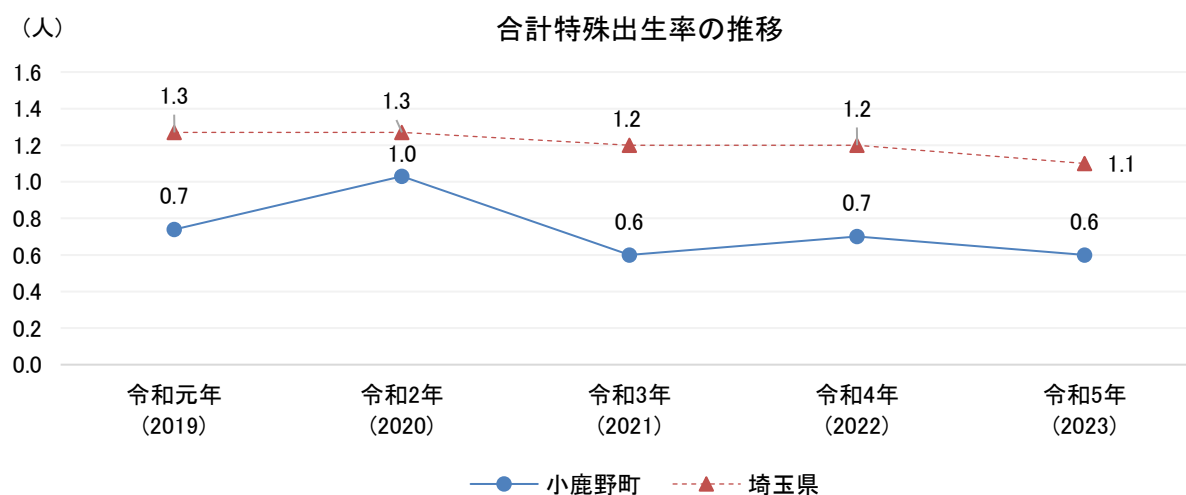
本町の出生数は増減を繰り返しながら推移し、近年においては30人を割り込んでいます。



出典:「住民基本台帳」各年4月1日現在

(6) 合計特殊出生率の推移

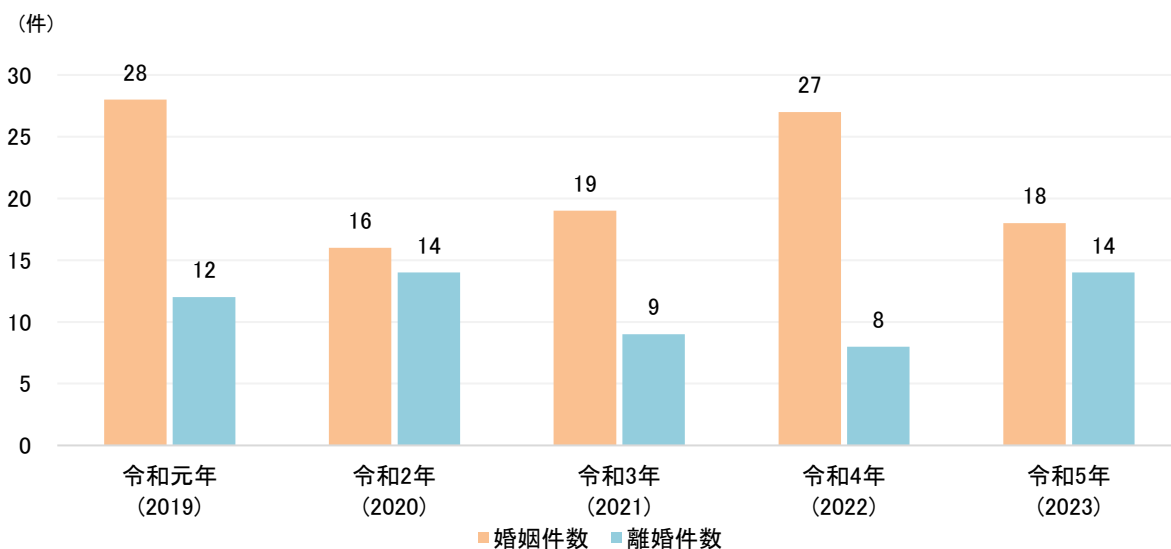
本町の一人の女性が生涯に生むこどもの数を示す合計特殊出生率は、県と比較すると低い状況にあります。



出典:「人口動態調査」

(7) 婚姻・離婚状況の推移

本町の婚姻件数及び離婚件数は、増減を繰り返しながら推移しています。

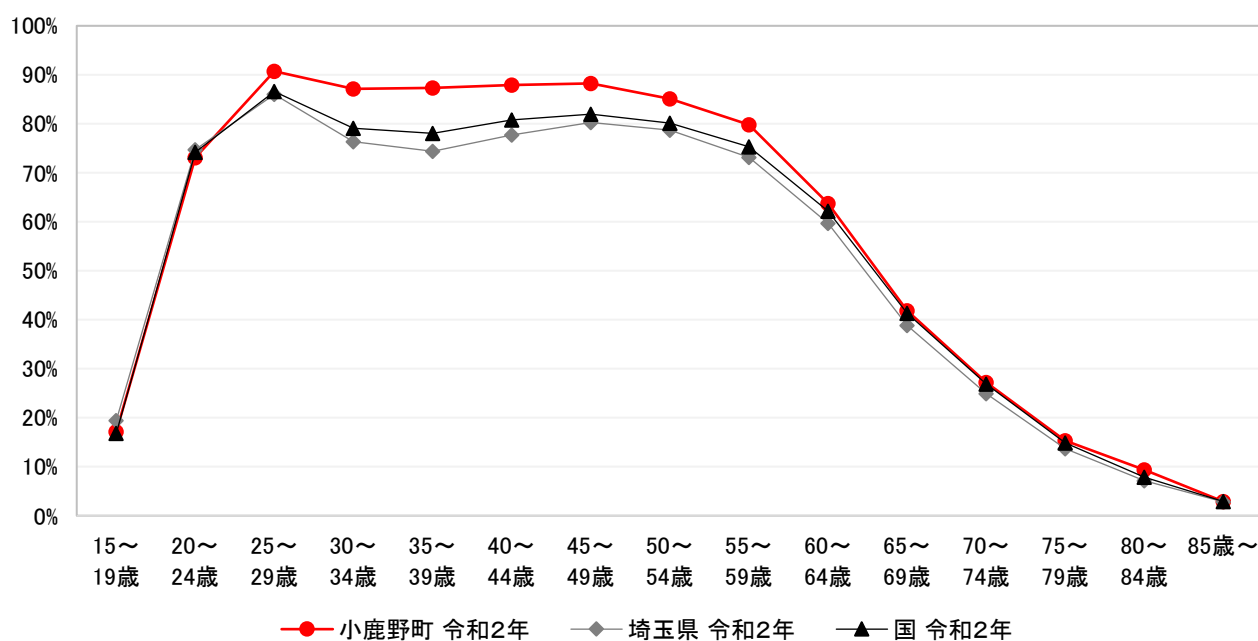


出典:「人口動態調査」

(8) 就業率

本町の就業率は女性の概ねの世代で、埼玉県・全国よりも高くなっています。なお、埼玉県・全国と類似した M 字型は緩やかになっています。

年齢別労働力の推移(女性)



出典:人口動態統計

(9) 小・中学校におけるいじめの認知件数

いじめの認知件数は減少傾向にありましたが、令和4年度から増加に転じ、令和5年度は小学校9件、中学校4件となっています。

(単位:件数)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	13	11	6	8	9
中学生	5	6	2	3	4
合計	18	17	8	11	13

出典:小鹿野町教育委員会

(10) 小・中学校における不登校の状況

小・中学校における不登校の状況は増加傾向にあり、令和5年度は小学校5件、中学校19件となっています。

(単位:人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	3	2	0	4	5
中学生	4	5	18	13	19
合計	7	7	18	17	24

出典:小鹿野町教育委員会

(11) 支援が必要なこどもの状況

①障がい児等への支援状況

18歳未満の手帳所持者数については、療育手帳は減少傾向で推移し、令和5年は療育手帳11人、精神保健福祉手帳1人となっています。

障害児通所支援利用者数については、児童発達支援の利用人数の増加が顕著となっています。

(18歳未満の手帳所持者数)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和(筆毎度)
身体障がい者手帳	7	7	8	5	6
療育手帳	25	22	20	16	11
精神保健福祉手帳	2	1	1	1	1
合計	34	30	29	22	18

出典:小鹿野町福祉課

(障がい児通所支援利用者数)

(単位:人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	5	1	3	8	12
放課後等デイサービス	7	9	9	9	7

出典:小鹿野町福祉課

②児童虐待相談受付件数の推移

児童虐待相談受付件数については、令和3年度以降増加傾向で推移し、令和5年は16人となっています。

(単位:人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小鹿野町	-	15	8	14	16
国	193,780	205,044	207,660	214,843	-

出典:小鹿野町こども課

③外国籍のこどもの状況

外国籍のこどもの人数については、横ばいで推移し、令和5年は5人となっています。

(単位:人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小鹿野町	4	4	4	4	5

出典:住民生活課

2 アンケート調査結果

本計画の策定に当たり、子育て支援サービスの利用状況や今後の利用意向、子育てに関する意見や日頃の生活状況を把握し、ニーズを十分に踏まえた計画とするため、次の方々を対象としたアンケート調査を実施しました。

(1) 概要

①調査時期 令和6年7～9月に順次実施

②調査対象

- ・町内在住で就学前のこどもを持つ保護者
- ・町内在住で小学生のこどもを持つ保護者
- ・小学校4・5年生
- ・小学校4・5年生の保護者
- ・中学校1・2年生
- ・中学校1・2年生の保護者
- ・町内在住で16歳以上～39歳未満の町民

③調査方法 郵送および学校（園）を通じた配付・回収

④回答状況

対象者	配付数	回答件数	回答率
町内在住で就学前のこどもを持つ保護者	182件	144件	79.1%
町内在住で小学生のこどもを持つ保護者	324件	311件	96.0%
小学校4・5年生	122件	110件	90.2%
中学校1・2年生	169件	136件	80.5%
小学校4・5年生、中学校1・2年生の保護者	296件	245件	82.8%
町内在住で16歳以上～39歳未満の町民	1,000件	230件	23.0%

(2) 結果 (抜粋)

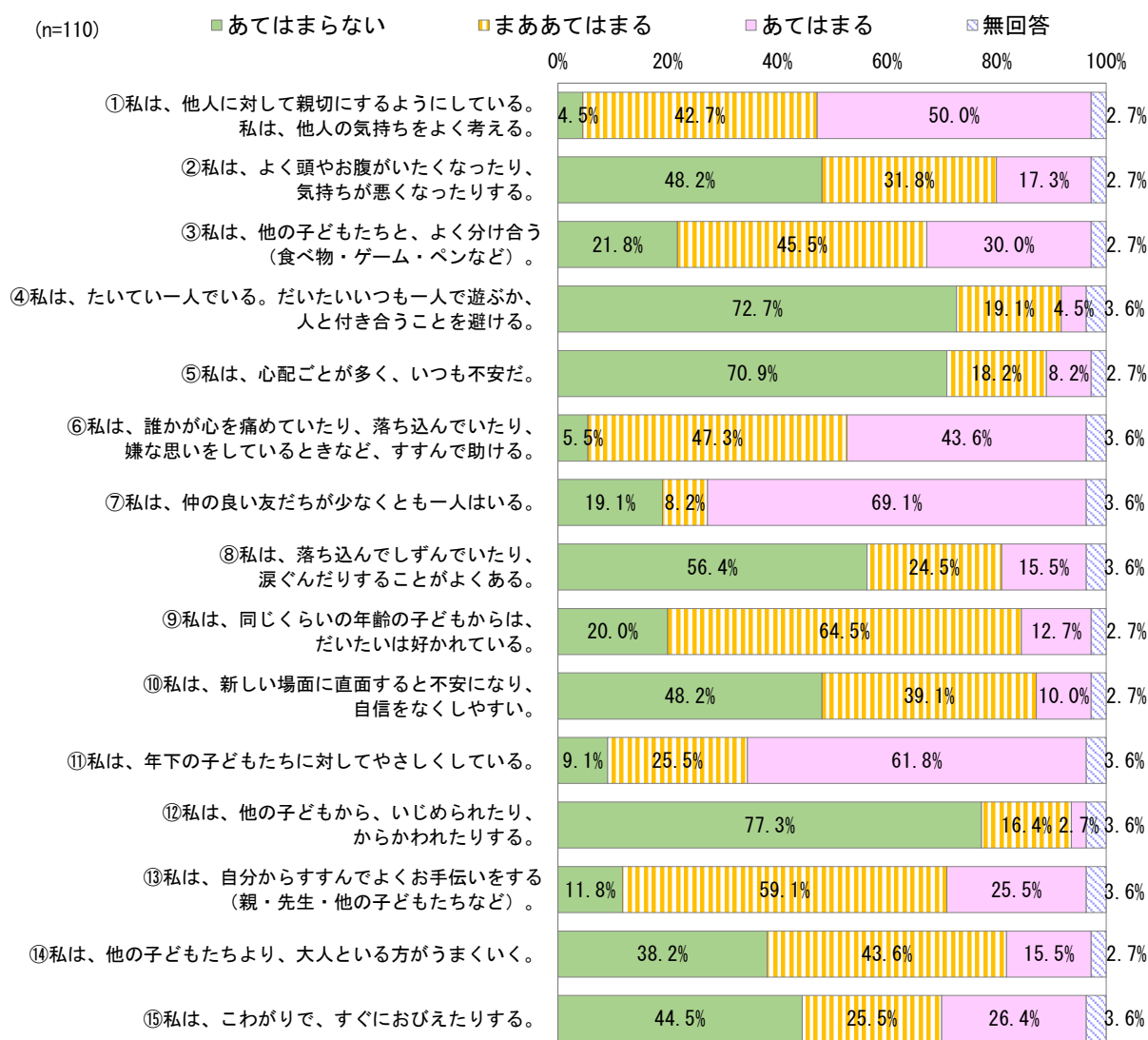
①本人の状況 (小学生・中学生)

■小学 5 年生

Q ①～⑮のそれぞれの質問について、「1 あてはまらない」「2 まああてはまる」「3 あてはまる」のどれかから、あてはまるものを1つえらんでください。答えに自信がなくても、あるいは、その質問がばからしいと思えたとしても、全部の質問に答えてください。あなたのこ半年くらいのことを考えて答えてください。

『あてはまる』（「まああてはまる」＋「あてはまる」）は「私は、他人に対して親切にしています。私は、他人の気持ちをよく考える」92.7%が最も高く、次いで「私は、誰かが心を痛めていたり、落ち込んでいたり、嫌な思いをしているときなど、すすんで助ける」90.9%、「私は、年下の子どもたちに対してやさしくしている」87.3%となっています。

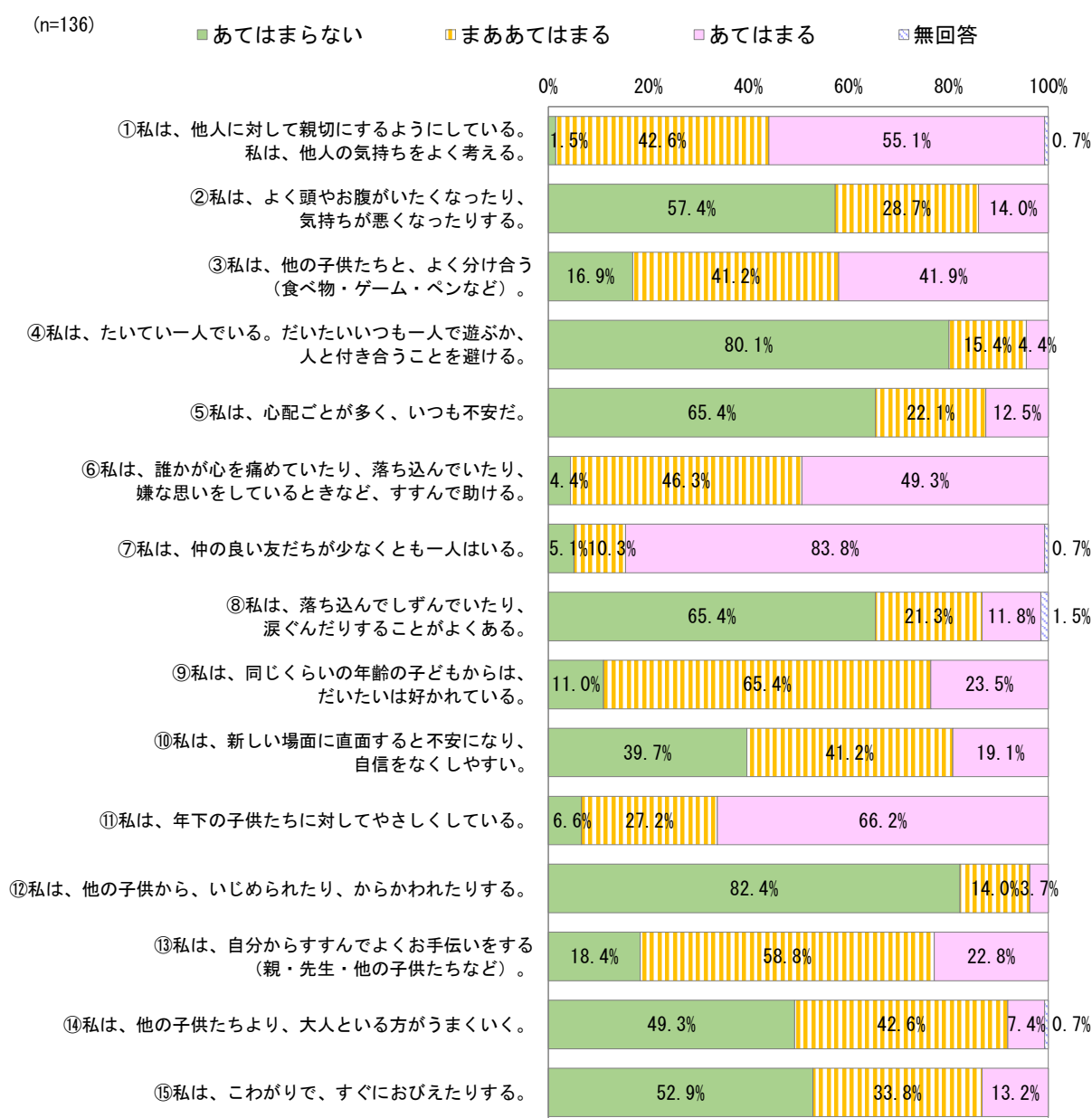
一方、『あてはまらない』では「私は、他の子どもから、いじめられたり、からかわれたりする」77.3%が最も高く、次いで「私は、たいいて一人である。だいたいいつも一人で遊ぶか、人と付き合うことを避ける」72.7%となっています。



■中学2年生

『あてはまる』（「まああてはまる」＋「あてはまる」）は「私は、他人に対して親切にするようにしています。私は、他人の気持ちをよく考える」97.7%が最も高く、次いで「私は、誰かが心を痛めていたり、落ち込んでいたり、嫌な思いをしているときなど、すすんで助ける」95.6%となっています。

一方、『あてはまらない』は「私は、他の子どもから、いじめられたり、からかわれたりする」82.4%が最も高く、次いで「私は、たいてい一人である。だいたいいつも一人で遊ぶか、人と付き合うことを避ける」80.1%となっています。

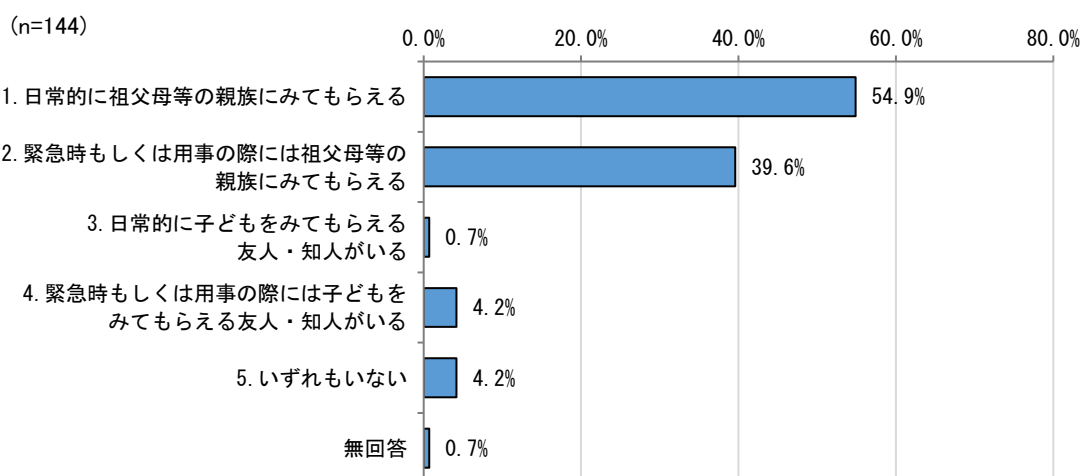


②育児に関する協力者や相談できる相手

Q 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

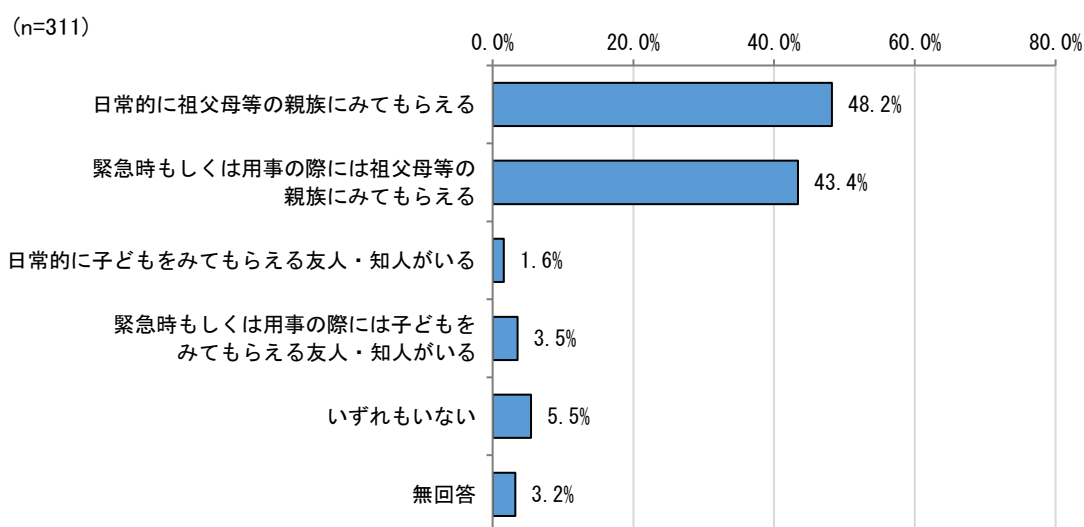
■未就学児童保護者

子どもをみてもらえる親族・知人については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」54.9%が最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」39.6%となっています。



■就学児童保護者

子どもをみてもらえる親族・知人については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」48.2%が最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」43.4%、「いずれもない」5.5%となっています。



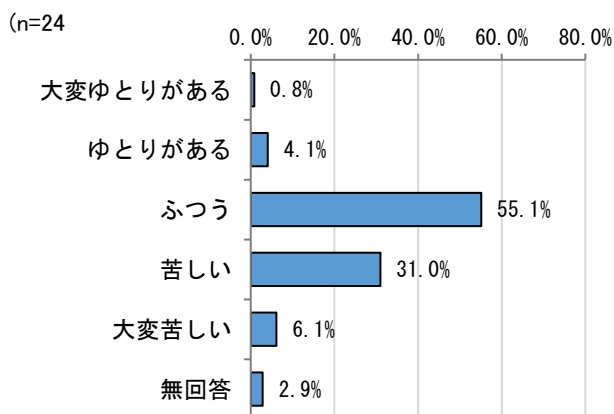
③生活の状況

Q あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。(あてはまるもの1つに○)

■小学生・中学生の保護者

現在の暮らしの状況については、「ふつう」55.1%が最も高く、次いで「苦しい」31.0%、「大変苦しい」6.1%となっています。

『ゆとりがある』（「大変ゆとりがある」＋「ゆとりがある」）と回答した人の割合は全体で4.9%である一方、『苦しい』（「苦しい」＋「大変苦しい」）と回答した人の割合は全体で37.1%となっています。



④フルタイムへの転換希望

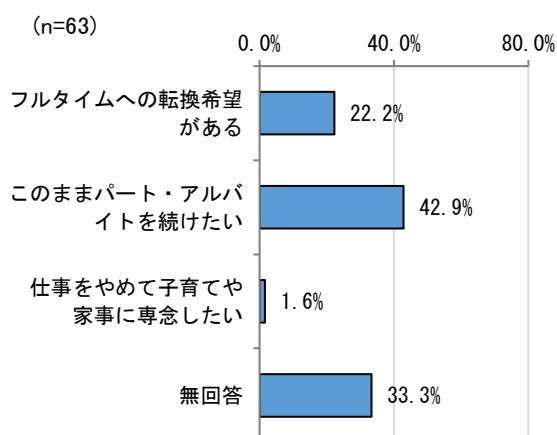
■未就学児童保護者

Q フルタイムへの転換等の希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

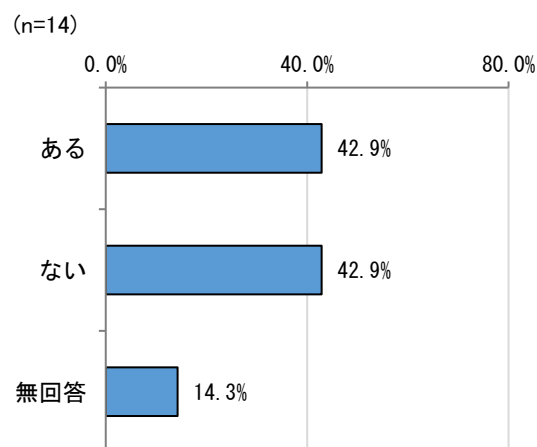
母親のフルタイムへの転換希望については、「このままパート・アルバイトを続けたい」42.9%が最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望がある」22.2%となっています。

「フルタイムへの転換希望がある」と回答した方の実現できる見込みについては、「ある」、「ない」がいずれも42.9%となっています。

フルタイムへの転換希望（母親）



実現できる見込み（母親）

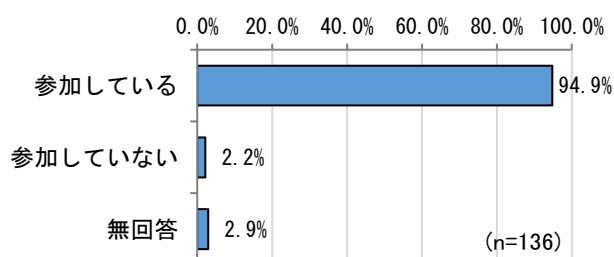


⑤部活動の参加状況

Q あなたは、地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に参加していますか。
(あてはまるものを1つえらんでください。)

■中学2年生

地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動への参加状況については、「参加している」94.9%、「参加していない」2.2%となっています。

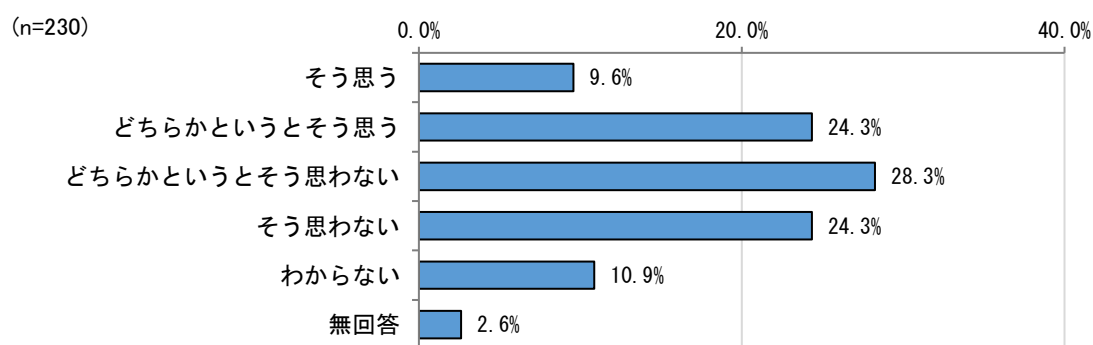


⑥家や学校以外に居たいと感じる居場所

Q 「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思いますか。

■若者

「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思うかについて、『思う』と回答した方は33.9%となっています。

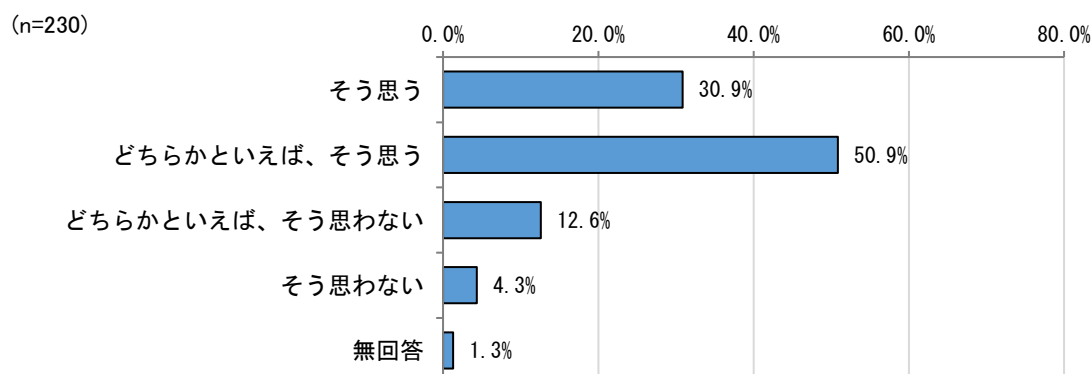


⑦現在の幸福度

■若者

Q あなたは、今、自分が幸せだと思いますか。あなたの実感をお答えください。(1つに○)

現在自分が幸せであると感じているかについて、『思う』(「思う」+「どちらかといえば、思う」)と回答した方の割合は全体の81.8%を占めています。

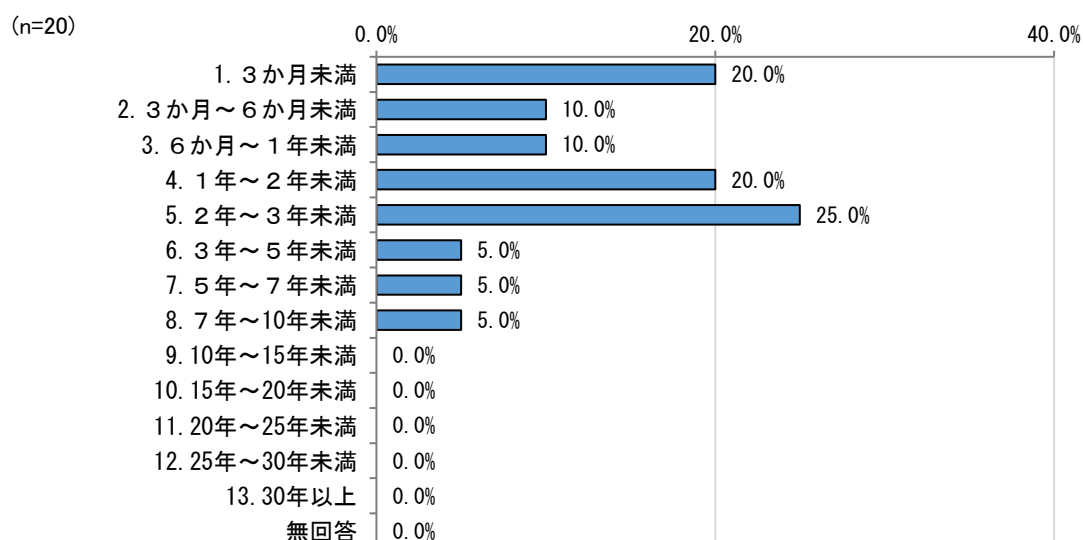


⑧外出頻度が低くなってからの期間

■若者

Q あなたの外出状況が現在の状態となって、どのくらい経ちますか。(1つに○)

外出状況が現在の状態となってからどのくらい経つかについて、「2年～3年未満」25.0%が最も高く、次いで「3か月未満」、「1年～2年未満」がいずれも20.0%、「3か月～6か月未満」、「6か月～1年未満」がいずれも10.0%となっています。

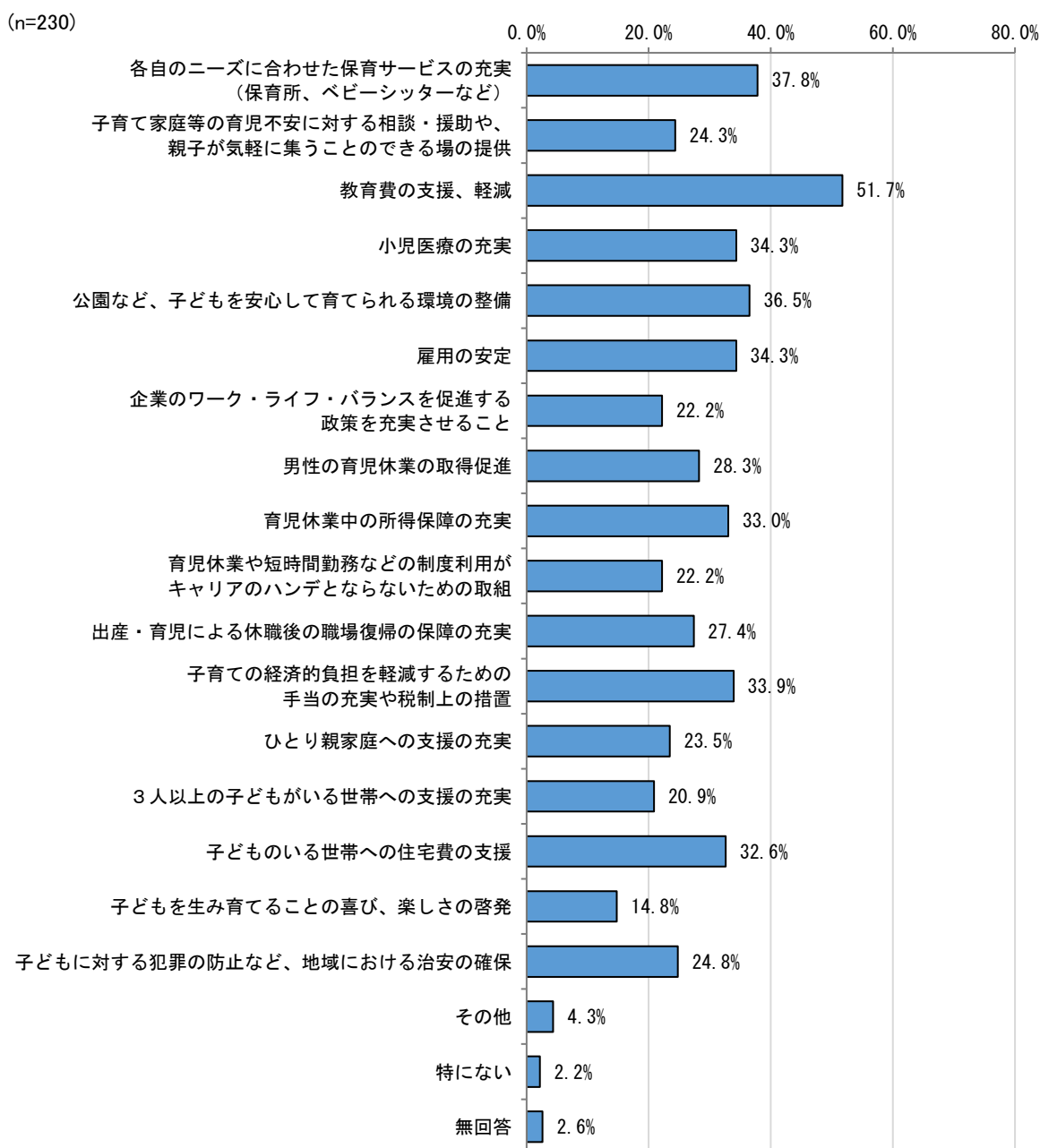


⑨子どもを健やかに産み育てるために期待すること

■若者

Q 育児を支援する施策として何が重要だと思いますか。(いくつでも○)

育児を支援する施策として重要だと思うものについては、「教育費の支援、軽減」51.7%が最も高く、次いで「各自のニーズに合わせた保育サービスの充実（保育所、ベビーシッターなど）」37.8%、「公園など、子どもを安心して育てられる環境の整備」36.5%となっています。



3 小鹿野町のこども・若者を取り巻く課題

○ 少子化対策

- ◆本町の出生数は減少傾向となっています。合計特殊出生率においても、国や県より低い値で推移しており、少子化の進行は今後も進むものと予想されます。また、女性の就業率は25歳から50歳代までが8割を超えており、仕事と子育ての両立は重要な課題です。

○ 幼児期までのこどもの育ちの支援

- ◆アンケート調査結果では、母親における「フルタイム」「パート・アルバイト等」での就労意向の高まりが伺えます。今後も共働きやひとり親家庭における保育需要が見込まれますが、少子化に伴う利用児童数の減少なども踏まえて、保育・教育ニーズの変化に柔軟に対応していくことが求められます。また、放課後児童健全育成事業の利用者も増加傾向にあることから、適切な遊び及び生活の場を提供できる環境が必要です。
- ◆アンケート調査結果では、多くの家庭は、日常的に、あるいは緊急時・用事の際に親族にみてもらえる状況にありますが、こどもをみてもらえる親族・知人がいない保護者も1割以上存在します。仕事等の理由で、こどもを自宅でみることのできない場面も増えています。こうした家庭が、子育てに対して孤立感や負担感を増すことのないよう、相談体制や地域子育て支援の体制を充実させていくことが大切です。

○ 質の高い教育・保育の総合的な提供

- ◆アンケート調査結果（小学生5年）では、授業の理解度については『わかる』（「いつもわかる」＋「だいたいわかる」）は54.5%を占めています。将来の進学については「まだわからない」が約3割とする一方で、「大学または大学院まで」が約2割と将来への進学希望の高さが伺えます。こどもの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育みながら、未来を担う人づくりに向けた教育活動と教育環境の充実が求められます。

○ 若者の自立と社会参加の支援

- ◆アンケート調査結果から、今の幸福感について否定的な回答（幸せだと思わない）は2割弱となっています。また、将来に関しても、2割強が自身の将来への希望について否定的な認識を示していることから、若者が自信を持って、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けていくための支援が必要です。
- ◆将来、結婚については、若者の2人に1人が「結婚・同棲・恋人はいずれも、必ずしも必要ではない」と回答し、結婚生活について不安に感じることにについては、「結婚生活にかかるお金」39.1%が最も高くなっています。仕事や就労に関する支援など、結婚を望む若者が自らの結婚に関する希望をかなえることができる支援が必要です。

○ 妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援

- ◆本町では保育施設の整備が進み、約9割が認可保育所やこども園などの教育・保育事業を利用していますが、事業を利用していない方における子育てに対する育児疲れや孤独感などの不安解消に向けた支援やアプローチも重要です。
- ◆事業の効果的な周知を行うとともに、SNS やインターネット上での子育てに関する情報の交流も踏まえつつ、必要な人に必要な情報を確実に届け、こども・子育て支援へのアクセスを向上させていく視点・工夫が必要です。

○ 仕事と子育ての両立支援

- ◆アンケート結果から、特に男性の育休等の取得率の低さが伺えます。子育て家庭では依然として母親が子育てを主に行っている場合が多く、社会の理解も十分に進んでいないことから、企業へのワーク・ライフ・バランスなどの意識啓発を進め、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた暮らしに向けて情報発信していくことが必要です。

○ 困難を抱える子育て家庭への支援

- ◆支援の必要なこどもが増加している中、就学前の保育・教育体制の整備や療育に携わる施設の質の維持・向上が、課題となってきます。早期発見が難しく支援の取組が遅れがちな、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなど、発達障がいのあるこどもとその家庭への支援の充実が必要です。
- ◆こどもが家事やきょうだい等の世話を担っているヤングケアラー¹などについては、家庭内での問題や、本人や家族に自覚がない、誰にも相談できないといった理由から、支援につながりにくい場合があることから、困難を抱えているこどもや家庭に気づき、見守りなど、適切な支援につなげる仕組みづくりが必要です。

○ こども・若者や子育て世帯の意見反映

- ◆こども基本法において、こどもの意見表明と意見の尊重は基本理念とされており、地方公共団体は、こどもに関する施策を策定・実施・評価する際には、当事者であるこども・若者や子育て世帯の声を聴き、反映させることが義務付けられています。こうした状況を踏まえ、施策に関するこどもの意見聴取と反映については、全庁的に取り組む必要があります。

○ こども・若者の安全・安心の確保

- ◆昨今、こどもを巻き込んだ事故、犯罪の度重なる発生により、保護者の安心・安全に子育てできる環境への意識が高まっています。こどもの安全を確保するため、地域全体での見守り体制の充実や、道路や公園、関係施設設備の点検等が必要です。
- ◆アンケート調査結果では、「こどもが安全で安心して遊べる公園等の整備」など遊び場の充実を求める声が多くなっており、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間づくりなどの取組が必要です。

¹ ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

○ 地域でこども・若者を育てる環境整備

- ◆ニーズが多様化する中、専門的知識・技術を有する人材の育成、確保も課題となっています。こどもの健やかな育成のためには、こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築が必要です。
- ◆子育てに関しては家庭や地域での支え合いが必要ですが、適切な相談やアウトリーチ型の支援を積極的に活用した体制づくりが求められます。総合的・包括的支援の推進には、行政だけではなく、NPO、ボランティア団体など地域の多様な主体等による「地域づくり」と、関係機関等による「本人・家族支援」のより一層の充実を進める必要があります。

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の目指すべき方向性

こども・若者は、未来を担うかけがえのない存在であることは言うまでもありません。

全てのこどもや若者が、身近な愛情に包まれながら、自尊感情や自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚しながら、自立した大人へと成長していくためには、切れ目のない支援が重要となります。

そのためには、一人一人のこども・若者の立場に立ち、こどもの権利を尊重しつつ、その最善の利益が確保される必要があります。

また、安心してこどもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地域社会全体で、こどもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える地域環境づくりの推進が求められます。

こども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指します。

本町のこども・若者に関する施策を推進するにあたり、本計画で目指す基本理念を次のとおり掲げます。

かがやく未来へ おがの人づくり

なお、本こども計画に SDGs との関連性を意識して位置付け、取組を推進します。

恵まれた自然環境、地勢条件、地域の絆などの社会的資源を強みとし、「かがやく未来へ おがの人づくり」のための持続可能な暮らしの実現を目指します。

持続可能な開発目標(SDGs)17ゴール



2 施策目標

本計画の基本理念の実現に向け、以下の3つの基本目標に基づき、こども・若者に関する施策を推進します。

基本目標 1



こども・若者がいきいきと育つまちづくり

子育て家庭やこどもの育ちをめぐる環境は変化していますが、こどもは、一人一人がかけがえのない存在であるとともに、次代の社会を支える重要な役割を担っています。

こども・子育てに関わる施策により、大きく影響を受けるのはこども・若者自身であることから、こども・若者の幸せを第一に考え、こども・若者の利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。

こども・若者の視点を大切にし、全てのこども・若者が豊かな心とたくましく生きる力、自己肯定感を育みながら成長し、自立できるよう支援します。

基本目標 2



だれ一人取り残さない、安心して子育てができるまちづくり

本町が目指すべき社会の姿は、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、そして、こどもたちが、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会です。

様々なこども・子育て支援に関しては、親の就業形態にかかわらず、どのような家庭状況にあっても分け隔てなく、ライフステージに沿って切れ目なく支援します。

貧困の状況にあるこどもや虐待を受けているこども、障がいのあるこどもや医療的ケアが必要なこども、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、ひとり親家庭のこどもなど、多様な支援ニーズを有するこども・若者や、これらのこどもの家庭に対してよりきめ細かい対応を図ります。

基本目標 3



こども・若者の成長を地域全体で育むまちづくり

こども・若者がのびのびと育つ地域社会とするためには、こども・若者が安全・安心に過ごすことができ、子育て家庭が子育てしやすい環境の整備が必要です。

これからの世代を担うこどもたちの成長を、家庭での養育力の低下や児童虐待の増加、地域の繋がりの希薄化等、親や地域の問題にするのではなく、本町の全ての人々の温かい交流・連帯によるコミュニティ意識のもとに、地域全体で支えあうことができるよう支援します。

3 施策体系

基本理念

かがやく未来へ おがの人づくり

基本目標

基本目標 1 こども・若者がいきいきと育つまちづくり

基本目標 2 だれ一人取り残さない、安心して子育てができるまちづくり

基本目標 3 こども・若者の成長を地域全体で育つまちづくり

分野別取組

基本理念、基本目標実現のために6分野の目標を定め、下記体系に基づき取り組みすることで指標の動向を確認しつつ、目標達成に向け取り組みます。

基本施策1

こども・若者の権利の尊重

- ① こども・若者の権利に関する理解促進
- ② こども・若者の意見表明・参加の促進
- ③ こども・若者の居場所・活動の充実
- ④ こども・若者の権利侵害の防止、相談

基本施策2

質の高い教育・保育の
総合的な提供

- ① 乳幼児期の教育・保育の充実
- ② 学校における教育環境の充実

基本施策3

若者の自立と社会参加
の支援

- ① 未来へ踏み出す若者応援
- ② 困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援
- ③ 出会いや結婚への支援

基本施策4

妊娠から子育てにかかる
切れ目のない支援

- ① 親と子の健康づくりに向けた支援
- ② 子育て家庭の負担の軽減に向けた支援
- ③ 子育てを応援する環境づくり
- ④ 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

基本施策5

困難を抱える子育て家庭
への支援

- ① こどもの貧困対策の推進
- ② ひとり親家庭への支援
- ③ 特別な支援を必要とするこどもや家庭への支援

基本施策6

こども・子育てにやさしい
地域環境の整備

- ① 子育て関連団体の活動促進
- ② 地域における子育て支援ネットワークの強化
- ③ 子育てしやすいまちづくり
- ④ こどもの安全・安心の確保

第4章 こども・若者施策の展開

国・県の指針、並びに小鹿野町における課題と基本目標を踏まえ、体系化した6つの基本施策ごとに、「具体的施策」及び「主な取組・事業」の取りまとめを行います。

また、本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間の成果指標については、国・県の指標と整合性を図るとともに本町の状況を踏まえ、以下の8つを達成すべき指標として設定します。

成果指標

	項目	現状値	目標値（令和11年度）
①	子育て支援センターへの満足度	25.0%	60%
②	「自分が幸せだと思う」と思うこども・若者の割合	81.8%	90%
③	「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思うこども・若者の割合	33.9%	60%
④	「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	12.6%	40%
⑤	「保護者の子育てが地域で支えられている」と思うこども・若者の割合	38.7%	60%
⑥	「孤独であると感じる」と思うこども・若者の割合	48.8%	30%
⑦	「自分の将来についての人生設計（ライフプラン）について」と考えたことがあるこども・若者の割合	60.0%	90%
⑧	合計特殊出生率	0.6 (令和5年)	1.0

基本施策 1 こども・若者の権利の尊重

国は、「こども家庭庁」を創設し、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとしています。

また、こども大綱では、こども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言える環境づくりを求めています。また、全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことを求めています。

近年、児童虐待、いじめ等によるこどもの権利侵害が危惧されています。したがって、こどもの権利に関する啓発活動など、こどもの権利を大切にするまちづくりの一層の推進が必要です。

小鹿野町が目指す方向性

- “おがの”に暮らすこどもたち全てが、人として尊ばれ、安心して育つ環境のもと、夢に向かって自分らしく成長できるまちを目指します。
- こどもの意見が尊重され、地域やまちづくりに反映されるこどもにやさしいまちづくりを推進します。

基本施策体系

基本施策 1

こども・若者の権利の尊重

- ①こども・若者の権利に関する理解促進
- ②こども・若者の意見表明・参加の促進
- ③こども・若者の居場所・活動の充実
- ④こども・若者の権利侵害の防止、相談

活動指標

指標	基準値(令和6年)	目標値(令和 11 年)
こども・若者の意見聴取の機会	0 回	年1回

具体的施策① こどもの権利に関する理解の促進

こどもの権利が真に尊重される社会をつくるため、全ての町民がこどもの権利について理解を深めることができるよう、様々な機会をとらえて「こども基本法」や「こどもの権利条約」の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

こども・若者やこども・若者に関わり得る全ての大人を対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

●こども・若者の権利に関する普及啓発

こどもたちが様々な人権問題への関心や理解を深め、人権意識を高められるよう、こども向けのパンフレット等の配布や、動画をホームページに公表することで、こどもの権利条約について広く発信します。

主な取組・事業	内容	主管課
こどもの権利に関する普及啓発	広報やホームページを活用し、こどもの権利に関する普及啓発に努めます。	こども課

●人権啓発活動の推進

地域における生涯学習・社会教育の拠点施設である公民館や図書館などを中心に、こどもの人権に関する学習の場の提供や研修会、講演会などの啓発事業を推進します。

主な取組・事業	内容	主管課
こどもを産み育てることの意義に関する教育など	男女共同参画の推進に向け、積極的に啓発普及を実施します。また男女共同参画懇話会を定期的に開催します。	総務課 生涯学習課
あらゆる差別をなくす人権教育の充実	同和教育・同和保育の理念の周知に努めます。	総務課 生涯学習課

●豊かな心の育成

教育活動全体を通じ、こどもたちが人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、自他の人権や多様性が尊重された社会づくりを進める行動力を身につけることができるよう、人権を尊重する意識の育成に取り組みます。

主な取組・事業	内容	主管課
こどもたちの豊かな心を育むネットワークづくり	教育振興基本計画に基づき、実施していきます。	学校教育課

具体的施策② こどもの意見表明・参加の促進

こどもの権利条約並びにこども基本法においては、こどもの意見表明権と意見の尊重は基本理念とされており、こどもに関する施策を策定・実施・評価する際には、当事者であるこども・若者等の意見を聴き、反映させることが義務付けられています。

これらを踏まえ、こどもの意見表明権について、広く周知・啓発に努めるとともに、施策に関するこどもの意見聴取と反映については、全庁的に取り組みます。

●教育・保育、学校におけるこどもの意見表明・参加

教育・保育や学校での日常的な活動において、こどもの意見表明・参加を促進するよう、こども、親・保護者、住民の意見を聴く機会を設ける取組を支援します。

また、職員がこどもの意見表明・参加の意義を学び、こどもの意見を受けとめ尊重するための研修を支援します。

主な取組・事業	内容	主管課
学校教育活動	生徒会、学級会等の活動を通じて、こどもたちの意見の尊重と活動への反映を促進していきます。	学校教育課

●まちづくりへのこどもの意見表明・参加

こどもの生活や将来に多大な影響を及ぼす町の重要施策や計画を審議する際には、多様な機会を活用する等、まちづくり事業へのこどもの意見表明・参加を促進します。

不登校、外国人、障がいのあるこどもなど、参加しづらいこどもの意見表明・参加にも配慮を検討します。

主な取組・事業	内容	主管課
町民意見募集事業	こどもを含む町民等から意見を求め、その意見を検討し町政に反映していきます。	各課

具体的施策③ こども・若者の居場所・活動の充実

本町の全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会を創出します。

自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりの実現を目指します。

●こども・若者の健全育成

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、地域におけるこどもの居場所づくりを推進するとともに、こどもの健全育成を図るために公民館等を拠点とした様々な健全育成活動を進めます。

主な取組・事業	内容	主管課
子どもの読書活動支援事業	子どもが本に興味を持ち、読書への関心を深められるよう、乳児から就学前の子どもとその保護者を対象に、子育て支援センターやこども園と協力して、おはなし会や読み聞かせ講演等を実施し、子どもの読書活動の支援を推進します。	生涯学習課
ブックスタート・ブックスチャレンジ事業	親子のふれあいと読み聞かせのきっかけづくりとして、絵本の読み聞かせ体験と絵本のプレゼントを行うブックスタート事業(6カ月児)と、そのフォローアップとしてブックスチャレンジ事業(1歳6カ月児・3歳児)を実施し、家庭における親子の読書活動を支援します。	生涯学習課
学校等読書活動支援事業	保育所・こども園・小・中学校への資料の団体貸出や図書館見学、職場体験学習受入等、図書館や本に興味を持ってもらう機会を提供します。	生涯学習課
調べる学習コンクール及び読書感想画コンクールの開催	図書館の資料を使った調べる学習コンクールや読書感想画コンクールを開催し、町内在住・在籍の児童生徒から作品を募集することで、図書館資料の利活用推進と基礎学力の向上に努めます。	生涯学習課
子育て親子の交流の場	開放、ふれあい遊び、サーキット遊び、製作、発育計測、誕生会、庭や公園で遊ぼう、栽培収穫、食育活動、絵本の読み聞かせ等、親子で楽しく経験を広げながら交流できるよう支援します。	こども課 子育て支援センター

●こども・若者の居場所づくり

本町の全てのこどもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育む「こども第三の居場所²」づくりを推進します。

この居場所が地域の核となり、行政、NPO、町民、企業等と協力し、誰一人取り残されない地域子育てコミュニティをつくることで、地域全体でこどもを育てる社会の充実を目指します。

主な取組・事業	内容	主管課
こども・若者の居場所づくり	家庭や学校以外に、こどもたちが自分の居場所と感じ、安心して多世代と交流できる場所を確保するため、こども・若者の居場所づくりを推進します。	こども課

●遊びや体験の場の充実

身近で気軽な遊び・集い・交流の場である公園や公民館等において、こども・若者の自由な遊びや多様な体験活動の機会を提供し、すこやかな育ちを支援します。

保育所、地域子育て支援拠点での、こどもと地域の高齢者の遊びを通じたふれあいや、世代間交流を図ります。

主な取組・事業	内容	主管課
みどりの村及び関連施設の活用	指定管理者制度による民間事業者のノウハウを活用した運営管理を行い、プレーパーク事業などこどもの遊び場として充実を図ります。	まちづくり観光課 こども課
地域の祭りへの参加促進	地域のお祭りなどで、こどもたちの歌舞伎や伝統芸能などの発表の場を設け、文化や伝統行事の継承に努めます。特に、より多くの児童が参加できるよう、働きかけに努めます。	まちづくり観光課 産業振興課 生涯学習課
ハイキングコース等の活用	こどもたちが町の自然にふれ、多くのことを学べるように、癒しの森ハイキングコースのPRの充実を図るとともに、こども園や保育所、学校等によるコースの活用を促進します。	まちづくり観光課
尾ノ内ふれあい館活用事業	豊かな自然の中で、こどもたちが楽しく交流しながら、多様な体験活動ができるよう、ふれあい館の活用を進めます。	産業振興課

² こども第三の居場所：家庭や学校にとどまらず、こどもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育む場所

化石館での体験事業	館内の化石とようばけの説明や、各種のイベントやワークショップの開催などを通じて、化石やジオパークを学んでもらえるよう努めます。	生涯学習課
スポーツ少年団活動支援	今後も意欲的な活動ができるよう、大会参加費の補助金交付や指導者・保護者に対する研修を行うとともに、研修内容の充実を図ります。また、令和2年度の指導者制度改定に伴い、各単位団の負担が大きくなることから、指導者資格に係る費用の補助を検討します。	生涯学習課
こども向けスポーツ教室の開催	こどもたちがスポーツに触れる機会を増やすため、ソフトテニスや卓球などのスポーツ教室を開催します。	生涯学習課
クライミング施設の活用	小鹿野町クライミングパーク神怡館を活用し、体力の向上を図るよう啓発に努め利用促進を図ります。	まちづくり観光課
グラウンド・校庭等の開放	こどもの健全育成を図るため、校庭等の公共施設をスポーツ少年団等の活動の場として提供していきます。引き続き、団体等の活動場所の提供に努めます。	学校教育課 生涯学習課

●放課後児童クラブの充実

保護者が就労等により昼間、家にいない小学生を対象とした放課後児童クラブのニーズに対応できるよう放課後児童クラブの整備・充実を図ります。

「放課後児童クラブ」、「放課後こども教室」の実施について、福祉部局と教育部局が、それぞれの役割・責任体制等について協議し、放課後活動の円滑な実施を図ります。

主な取組・事業	内容	主管課
放課後こども教室の充実	小学校で実施している放課後こども教室の充実のため、指導者の確保や運営組織のさらなる充実を図ります。また、放課後児童クラブとの連携について検討します。	学校教育課
放課後児童健全育成事業（学童保育）	適正な運営が確保できるよう運営費の確保に努めます。	こども課

具体的施策④ こども・若者の権利侵害の防止、相談支援

全てのこどもの人権が尊重され、いかなる身体的・精神的な暴力、虐待、放置、不当な取り扱いなどから保護されるよう、家庭、学校、地域、事業者、NPO等との連携を強化し、まち全体での取組を推進します。

こどもに関する様々な問題について相談・支援体制の充実を図るとともに、重大な人権侵害である児童虐待や、ヤングケアラーの問題については、早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

●相談体制の充実

児童・生徒が悩みを抱え込まず、心にゆとりが持てるよう、学校等でこどもたちが気軽に相談でき、効果的なカウンセリングが行えるような相談体制の強化を推進します。

児童・生徒がお互いを思いやる心を育てる教育の実践を推進し、いじめが起きない・いじめを起こさせないよう、「いじめ防止基本方針」に基づき、学校の教育相談体制の充実を図ります。

主な取組・事業	内容	主管課
こども家庭総合支援拠点の充実・強化	こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、子育て家庭に寄り添う相談支援等への対応及び総合調整等を行う「こども家庭総合支援拠点」の充実、強化を図ります。	こども課
いじめ・不登校対策	いじめ、不登校対策として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置します。	学校教育課

●こども家庭センターの設置

「こども家庭センター」は、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担うこととされています。

令和4年に改正された児童福祉法等により、令和6年4月から市町村は「こども家庭センター」の設置が求められています。

主な取組・事業	内容	主管課
こども家庭センターの設置	母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うこども家庭センターを設置します。	こども課

●児童虐待の予防や早期発見・早期対応

妊娠期から保護者とのつながりを大切にし、切れ目なく支援することで、児童虐待の予防につなげます。子育てに対する相談をはじめ、児童虐待の予防から自立支援までの継続的な支援を行うとともに、「小鹿野町要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止に対する取組を推進します。

主な取組・事業	内容	主管課
要保護児童対策地域協議会	支援が必要な児童・家庭を地域の様々な機関が連携して、それぞれの機能や役割を果たすための中核機関となる要保護児童対策地域協議会の充実・強化を図ります。	こども課
地域住民の意識啓発	主任児童委員を中心に地域での見守りとして、中学生までのこどもを対象に、全戸訪問を実施しています。また、児童虐待防止推進月間に合わせ、広報への掲載を行うとともに、町内各医療機関等にポスターを配布し、早期発見に努めています。今後も引き続き、地域の「虐待予防」を目的とし、地域住民の見守りに対する意識啓発を推進します。	福祉課 こども課
児童虐待防止に関する啓発事業の充実	児童虐待の発生予防及び早期発見並びに早期対応を図るとともに、体罰によらない子育ての普及啓発や児童虐待防止への深い関心と理解を得るため啓発事業の充実に努めます。	こども課

●学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

生活習慣病予防や性に関する正しい知識の普及の事業を充実させ、自己肯定感の育成や社会の一員として、自立した生活を育むための保健対策を図ります。

主な取組・事業	内容	主管課
青少年の性に関する問題等についての教育・啓発	学校教育の中で実施していきます。	学校教育課
性に関する正しい知識の普及	学校教育の中で実施していきます。必要に応じて助産師等による講座を実施します。	学校教育課 こども課

●ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーにおける問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

主な取組・事業	内容	主管課
ヤングケアラーへの支援	こどもから大人までヤングケアラーについて正しく理解できるよう、情報提供を行います。また、直接的な支援から地域の見守り・声掛けまで、切れ目のない重層的な支援体制の構築を進めます。	こども課 学校教育課
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	こども課
こども家庭センターの設置【再掲】	母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うこども家庭センターを設置します。	こども課

基本施策 2 質の高い教育・保育の総合的な提供

こども大綱では、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、保育所、こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていくことを求めています。

本町では、共働き家庭等の増加により、放課後児童クラブの利用者も増加傾向にあります。引き続き、こどもが放課後を安全に過ごすために、適切な遊び及び生活の場を提供できるよう環境の整備を行うなど、居場所づくりの充実が必要です。

教育・保育に関わる施策により、大きく影響を受けるのはこども自身であることから、こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。こどもの視点を大切に、全てのこどもが豊かな心とたくましく生きる力、自己肯定感を育みながら成長し、自立できるよう支援します

小鹿野町が目指す方向性

- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期までのこどもへの教育・保育内容の充実を図ります。
- 夢や志を持ち、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、社会に貢献できる人づくりを推進します。

基本施策体系

基本施策 2

質の高い教育・保育の 総合的な提供

- ①乳幼児期の教育・保育の充実
- ②学校における教育環境の充実

活動指標

指標	基準値(令和5年)	目標値(令和11年)
保育所・こども園における看護師の配置人数	各1名	維持(各1名)
英語教育サポーターを配置人数	0名	1名

具体的施策① 乳幼児期の教育・保育の充実

質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保や、保護者のニーズを踏まえた多様な保育サービスの充実、教育・保育の質の向上などに取り組みます。

乳幼児期の発達の特性を踏まえ、幼児教育・保育の基本である遊びと学びの充実を図りながら、安定した情緒のもとで「生きる力」の基礎をはぐくむ幼児教育・保育を推進します。

教育・保育に携わる職員の資質や専門性の向上のため、職員研修の充実に努めるなど、教育・保育を支える基盤の強化を図ります。

●生きる力を育む幼児教育・保育の推進

教育・保育施設それぞれの理念や独自性に基づいた教育・保育を尊重しながら、さらに「生きる力を育む」という観点に基づき、各施設間の連携、家庭や地域社会との連携、小学校との連携を深め、より多角的な取組を支援し、こどもたちが健やかに成長できる環境の充実を図ります。

主な取組・事業	内容	主管課
保護者のニーズに沿った保育の充実	地域に根ざした子育ての場として、地域の様々な人たちと連携し、地域のこどもたちの健全な育成に努めます。地域の自然・人材・行事や公の施設を積極的に利用し、保護者のニーズに沿った保育の充実を図ります。	こども課
特色ある幼児教育	こどもたちがより幅広い活動ができるよう、こども園及び小学校の交流事業を進めます。	保育所 こども園 学校教育課
こども園における保育の充実	少子化の進行に伴い、令和2年度より3歳から5歳児が入園する幼保連携型こども園として開園しました。生きる力を培う保育と保護者の多様なニーズに対応できる施設として、幼児教育・保育の更なる充実を図ります。	こども課 こども園
こども園における親子登園の実施	こども園に円滑に入園できるよう、保育所を利用していない3歳未満の幼児を対象とした親子登園を実施します。	保育所 こども園
健康教育の実施	生涯を通じて、自己の体力を高め、健康の維持に努めるための基礎を培う教育を推進します。	学校教育課

●多様化する教育・保育ニーズへの対応

保育サービスについては、こどもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備していきます。また、こども

を預ける保護者の安心の確保の観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供に努めます。

主な取組・事業	内容	主管課
延長保育の充実	民間保育所と連携し、保護者のニーズに併せた保育を実施します。	こども課 こども園 保育所
土曜保育の充実	土曜保育のニーズに対応し、公立保育所・こども園の土曜保育の保育時間を平日と同様に実施します。	こども課 こども園 保育所
一時保育	町内各保育所 及び子育て支援センターにおいて、安心して利用できる体制づくりを進めます。	こども課 こども園 保育所
低年齢児保育・産休明け保育	産休明け保育のニーズに対応するため、生後 57 日からの乳児の受入れを実施します。	こども課
相談支援・情報提供	各施設の職員間の連携を強化し、身近な相談窓口として相談支援・情報提供を行います。 また、発育の遅れ等の懸念が生じた際の、専門相談員による巡回相談の実施や、各関係機関との連携強化など、支援体制の充実を図ります。	保育所 こども園

●こども・子育てを支える専門的人材の確保・育成

保育士等を安定的に確保するため、潜在保育士等の掘り起こしや既に就業中である保育士等の就業継続の支援への取組、また、新規卒業者の確保に向けた支援策の取組を行い、保育の質の確保及び定員の維持を図ります。

主な取組・事業	内容	主管課
看護師の配置	医師や保健師との連携のもと、所（園）内全体の健康管理や感染予防をはじめ、保育中に体調不良となった児童への対応や保護者への保健指導などを行えるよう、保育所・こども園に看護師の配置します。	保育所 こども園
保育人材の確保及び育成	保育士採用試験を計画的に実施します。 また、職員研修等に積極的に参加し、スキル向上に努めます。	総務課 こども課
関係専門職の養成・確保	資格取得を推進するためのサポート体制や、取得した資格を十分に活かすことができるよう、仕組みづくりを検討します。 資格取得のための学びの場となる高校・大学との連携を強化し、職員研修の一層の拡充や、福祉職を目指す学生との交流の場の設置等につなげていきます。	こども課 福祉課

●こどもが健やかに育つ環境づくり

施策を実施するにあたり、地域の高齢者の参画を得る等、世代間の交流を推進するとともに、地域の公共施設等の有効利用を促進します。

また、一定規模を有する集団の中で様々な体験をすることにより児童の社会性が醸成されていくことから、可能な限り適切な集団規模の確保に努めます。

災害対策や保護者の送迎などの利便性も考慮した施設環境の改善を図り、こどもたちの安全確保に努めます。

主な取組・事業	内容	主管課
施設の老朽化への対応	人口動態や公共施設等総合管理計画に基づき、保育施設の将来的なあり方にも考慮した施設の改修など、施設環境の改善を図り、子どもたちの安全確保に努めます。	総務課 こども課
施設環境を生かした事業実施	子育て支援センターは充実した環境や事業内容から利用者は増加傾向にあります。また、小学生の受け入れも開始し、地域の子育て支援拠点としての役割は高まっています。 引き続き、施設環境を生かした子育て支援事業を検討します。	こども課 子育て支援センター

具体的施策② 学校における教育環境の充実

グローバル化や情報化、少子高齢化等、こどもを取り巻く環境が大きく変化するなか、多様な変化に対応できる教育環境づくりを推進します。

こどもたちの将来が家庭の経済状況などによって左右されないよう、支援の充実を図ります。

また、いじめ・不登校等の対応や特別支援教育の充実など、複雑かつ多様な課題に適切に対応することができるよう、学校、家庭、地域及び関係機関が連携した指導・相談体制の充実を目指します。

●グローバル人材の育成

急速に進む技術革新やグローバル化に対応する質の高い教育環境や安全で安心な学習環境の整備、児童生徒一人一人の資質・能力を最大限に伸ばす主体的・対話的で深い学びを実現する教育及び小中一貫教育の推進、学校や家庭、地域、企業等の連携・協働に関する取組を促進し、地域社会全体で次世代の担い手となる人材を育成します。

主な取組・事業	内容	主管課
おがのこども園Englishプロジェクトの推進	幼少期から英語に触れる機会を与え、英語に興味をもって小学校や中学校の英語教育につなげるため、こども園に英語教育サポーターを配置します。	こども園 こども課
総合的な学習の時間	自然や伝統文化など町の特性にあった教育を推進し、こどもたちの創造性を高め、豊かな体験活動を実施します。	学校教育課
国際化に対応した教育	中学校では英語科の授業を行い、英語に触れる機会の充実に努めます。また、小学校における外国語教育アドバイザーを配置します。	学校教育課
情報化に対応した教育	小学校でのプログラミング教育の推進のため、ＩＣＴ支援員を配置し、環境整備や指導までの研修を行います。	学校教育課
教育体制の充実	小中学校に特別支援学級を設置するとともに、生活指導補助員を配置し、一人一人に対応した教育の充実を図ります。また、教職員の研修機会の実施に努めます。	学校教育課
高機能かつ多機能で弾力的な施設整備	今後の時代の変化に柔軟に対応するため、多様な教育内容・学習形態や１人１台端末をはじめとしたＩＣＴ機器を日常的に活用できる高機能かつ多機能な施設整備を進めていきます。	学校教育課

健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保	こども等の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として、良好な環境を確保するとともに、障がいのあるこどもにも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設整備を進めていきます。	学校教育課
学力向上への取組	学校指導要領に基づき、各教科の目標を明確にした授業を実践し、児童生徒の学習意欲の喚起と学力向上に向けた教育活動を推進します。	学校教育課

●地域の教育力向上

地域における寺子屋事業等を推進し、こどもたちの学習機会の提供による学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を図ります。地域ぐるみでこどもの教育、学習をサポートする仕組みづくりにより、地域の教育力向上を図ります。

主な取組・事業	内容	主管課
豊かな心を育てる教育	社会福祉協議会が募集するボランティア活動などを通じて、児童生徒の多様な体験活動に基づく豊かな心づくりを進めるとともに、命の大切さを学ぶ機会の充実を図ります。	学校教育課
こどもへの人権教育の実施	こどもの権利条約に基づき、児童生徒の発達段階に応じた人権尊重や共生社会の教育を推進します。	学校教育課
学校応援団の充実	高齢化が進み、人材確保が困難になりつつありますが、保護者の協力を得ながらボランティアの確保に努め、地域の教育力を学校に活かします。	学校教育課
学校運営協議会の開催	学校評議員による意見を活かしていくことにより、地域社会に開かれた学校づくりを進めます。	学校教育課

●全てのこどもの学びの保障

経済的理由等により修学困難な児童生徒に対する就学支援及び高等学校以上の学校に在籍する方への奨学制度の継続に努めます。

いじめ・不登校等の課題に対してスクールソーシャルワーカーと連携し、相談支援体制の充実を図り、学習環境の維持確立に努めます。

主な取組・事業	内容	主管課
スクールカウンセラーの配置	高度で専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置します。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの配置	教育分野と社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて関係機関等とのネットワークの活用を図るスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒等の問題行動への対応を充実します。	学校教育課
フレンドリー相談員の配置	フレンドリー相談員を中学校に配置し、不登校生徒の減少や未然防止に努めます。	学校教育課
非行防止教育等	小鹿野警察署と連携した薬物乱用防止教室、ネットトラブルに関する講座等を開催し、こどもの健全育成に向けた教育を推進しており、今後とも内容の充実に努めます。また、学校ネットパトロールは、業者に委託し、学校裏サイトやネットいじめの有無についてチェックしていきます。	学校教育課

基本施策 3 若者の自立と社会参加の支援

こども大綱では、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにすることを求めています。

若者が自信を持って社会へはばたき、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けていくための支援策が求められます。

社会的自立の礎となる「生きる力」は、乳幼児期から若者期まで、それぞれの発達段階に応じて、切れ目なく継続的に培われるものです。

福祉・保健・教育・医療など様々な分野との連携をさらに強化し、義務教育以降においても切れ目ない支援と、社会的自立に向けた学びや参画の機会を創出が必要です。

小鹿野町が目指す方向性

- 若者たちが、多様な価値観にふれながら、未来に向かって自分らしく歩んでいけるよう、様々な人や地域との関わりを創出します。
- 悩みを抱えた若者が、安心感を得ながら、社会と自分の距離感でつながりを育んでいけるよう、一人一人の状況に応じた支援に努めます。

基本施策体系

基本施策 3

若者の自立と社会参加の支援

①未来へ踏み出す若者応援

②困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援

③出会いや結婚への支援

活動指標

指標	基準値(令和5年)	目標値(令和11年)
出会いの場のイベント回数	年2回	年3回
新規学卒者就職支援件数	年0件	年10件
若者移住者就職支援件数	年0件	年5件

具体的施策① 未来へ踏み出す若者応援

若者が多様な活動に参加しながら、新たなことにチャレンジしていけるよう応援します。本町に暮らす若者が「現在」を充実させていく中で、未来を描けるよう、様々な体験・活動の機会を創出し、若者の可能性を高めます。

●若者のキャリア形成

若者が安心して働き、安定した生活を送ることができるよう、ハローワークや県との連携により、若者を対象とした就職相談や面接会、セミナーなどを行います。

大学や地元企業などと連携し、若者の職場体験や、インターンシップの機会を提供するとともに、地域課題やまちづくりをテーマとした情報提供や生涯学習講座の開催を支援するなど、キャリア支援を行います。

主な取組・事業	内容	主管課
中学校社会体験チャレンジ事業	中学校社会体験チャレンジ事業は、中学生のキャリア教育・職業教育のみならず、町内事業所の協力を得ることによって学校と地域が連携して子どもを育てる環境づくりに役立っています。今後も引き続き、中学生の社会体験の場として、町内事業所の協力を得ながら事業を実施します。	生涯学習課 学校教育課
起業（家）支援	町に人の流れを呼び込み、商工業の発展と地元客や観光客でにぎわうまちづくりを推進することを目的として、事業所の改修、空き店舗活用、起業等に係る経費の一部補助を継続します。	産業振興課 まちづくり観光課

●プレコンセプションケアの推進

誰もがいきいきと暮らせる社会を目指し、人の一生涯の健康づくりに取り組むためのプレコンセプションケア³を推進します。

誰もが希望に満ちた明日を夢みて描いたライフデザインを実現できるよう、未就学児期、児童・生徒期（小中学生）、成人期（高校生以上）に対する取組を推進します。

主な取組・事業	内容	主管課
プレコンセプションケア推進事業	誰もが希望に満ちた明日を夢みて描いたライフデザインを実現できるよう、自らの身体を正しく知り、自分も他人も大切にすることなど、意識の醸成を図っていきます。	保健課 こども課 学校教育課

³ プレコンセプションケア：将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと

●若者による社会参加・社会貢献活動の促進

ボランティアについての啓発講座や、社会とのつながりの大切さに関する講座など、若者の視野が広がるような教育機会を創出し、若者へ積極的に周知します。

また、観光ボランティアや、農業体験など、若者が参加しやすい活動の充実を図ります。

主な取組・事業	内容	主管課
農林業・観光の振興	農業においては、埼玉県「明日の農業担い手育成事業」による新規就農支援を行っています。今後とも農林業や観光の振興に努め、子どもたちが地域に誇りと愛着を持ち、若者が町に定住できる条件の整備を図ります。また、町内の若者に農業を職業の一つとして選択してもらえるよう新規参入事例の広報の充実を図ります。	産業振興課 まちづくり観光課

●青少年の健全育成

若者が安心感や生きやすさを得られるよう、若者が巻き込まれやすいトラブルの防止を目的とした情報等をわかりやすく周知します。

また、犯罪被害を防ぐために行政、警察・関係機関・団体間の定期的な情報交換の体制づくり、場づくりを推進します。

主な取組・事業	内容	主管課
青少年健全育成対策	活動するための推進員の確保に努めながら、小鹿野町青少年育成推進協議会を中心に非行防止活動を継続していきます。	生涯学習課

具体的施策② 困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援

悩みや不安を抱える若者やひきこもりの状態になった若者が、一人で悩まず、自らのペースで歩みを進められるよう、安心できる居場所を確保するとともに、一人一人に合った支援を行っていきます。

●気軽に相談できる体制の整備

若者の悩みや不安を受け止める総合相談窓口を設置し、本人もその家族も相談しやすい環境を整えるとともに、支援が必要な若者にアウトリーチにより、社会的自立を支援します。

主な取組・事業	内容	主管課
学童期・思春期の心の問題に係る相談体制の充実	健全な身体や生活習慣を維持することで、心の健康を保てることを増やすことに寄与すると考えることから、今後も取り組んでいきます。	保健課 学校教育課
こども等多世代及び若者の居場所づくり支援事業（重層的支援体制整備事業など）	こどもや高齢、障がい、生活困窮といった垣根を超えて様々な人がつながり、安心して過ごす場を確保し、支えあい意識の醸成や世代・属性の相互理解、外出・交流機会の確保等につなげます。また、ひきこもり等の若者が安心して過ごすことのできる居場所づくりを支援します。	福祉課

●生活に困っている若者への支援

生活に困っている若者に対し、就労に向け、コミュニケーション能力の育成や就労訓練など、一人一人の状況に合った支援を行います。

主な取組・事業	内容	主管課
こども等多世代及び若者の居場所づくり支援事業（重層的支援体制整備事業など）【再掲】	こどもや高齢、障がい、生活困窮といった垣根を超えて様々な人がつながり、安心して過ごす場を確保し、支えあい意識の醸成や世代・属性の相互理解、外出・交流機会の確保等につなげます。また、ひきこもり等の若者が安心して過ごすことのできる居場所づくりを支援します。	福祉課

●ひきこもり状態にある若者や家族への支援

関係機関との連携を強化し、ひきこもり状態にある若者やその家族へのアウトリーチによる取組を推進していきます。

主な取組・事業	内容	主管課
こども等多世代及び若者の居場所づくり支援事業（重層的支援体制整備事業など）【再掲】	こどもや高齢、障がい、生活困窮といった垣根を超えて様々な人がつながり、安心して過ごす場を確保し、支えあい意識の醸成や世代・属性の相互理解、外出・交流機会の確保等につなげます。また、ひきこもり等の若者が安心して過ごすことのできる居場所づくりを支援します。	福祉課

●こころの健康に向けた支援

こころの健康の保持増進や精神障がい者の早期発見、早期対応に向けた保健師や精神科医による相談機会を提供するとともに、思春期の課題を抱える家族支援を行います。

主な取組・事業	内容	主管課
こころの健康づくり	「適度な運動」「バランスのとれた栄養・食生活」に、疲労回復と充実した人生を目指すための「休養」を加えた取組を推進します。	保健課

具体的施策③ 出会いや結婚への支援

若者が自らの主体的な選択により、結婚、出産、育児を望む若者の希望がかなえられるよう、ライフデザインや、出会い・結婚への支援を推進します。

●多様な出会いの機会の提供

県の「SAITAMA 出会いサポートセンター」と連携し、出会いの機会の提供を図るとともに、交際に向けたスキルアップセミナーや出会いのきっかけとなる交流会など出会いの機会を提供します。

主な取組・事業	内容	主管課
出会いの場の創出	小鹿野結婚相談委員会による結婚相談、婚活イベントの充実を図ります。なお、出会いの場づくりから結婚を経て本町への定住につながるよう、全庁的な取組を進めます。	生涯学習課 こども課
小鹿野町結婚新生活支援事業への支援	地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新婚世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助します。	こども課

●ライフデザインを考えるきっかけづくり

仕事や働き方、恋愛・結婚・妊娠・出産・子育て等、ライフステージごとの様々な情報を総合的に提供することにより、個々の希望どおりの生き方ができるよう、人生設計を考える機会を設けることを目的に、セミナーやシンポジウムを実施します。

主な取組・事業	内容	主管課
ライフデザインに関する情報の提供	こども・若者が自らライフデザインを考えるきっかけとするため、庁内関係課や国・県などと連携しながら、必要な情報提供を行います。	こども課

基本施策 4 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援

こども大綱では、不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化や、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うことも家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の構築を求めています。

母親にとって、妊娠・出産期は身体の変化により不安や悩みも多く、心身に大きな負担がかかる時期です。核家族化が進み、家族からの十分なサポートが難しい家庭も存在することから、適切な支援が課題です。

子育て家庭では依然として母親が子育てを主に行っている場合が多く、社会などの理解も十分に進んでいないことから、子育てに関して母親が孤立し、ストレスを感じている場合が少なくありません。

ワーク・ライフ・バランスに向けた制度のさらなる周知を行いながら、企業へのワーク・ライフ・バランス、働き方改革への意識啓発を進め、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた豊かな暮らしを実現させることが求められます。

親子が気軽に集えるような場の提供や、子育てに対して悩みを抱えている場合の相談体制を充実するなど、子育て家庭の不安や負担を少しでも軽減する必要があります。

小鹿野町が目指す方向性

- 母子保健事業と子育て支援事業を一体的に実施するため、関係各課が連携し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進め、妊娠期から子育て期にわたるまでの包括的な切れ目のない支援を推進します。
- 家族が協力して子育てをし、それを地域社会全体で支える環境を整備するため、産後のサポートとして産後ケア事業や保育所等における一時預かりや子育て支援短期利用事業等の保育関連サービスの充実を図ります。また、ワーク・ライフ・バランスや共働き・共育てに関する周知・啓発を推進します。
- 保護者が気軽に子育て相談できる居場所の確保や、デジタル技術を活用した情報提供に努め、こども・子育て世代のウェルビーイングの向上を図ります。

基本施策体系

基本施策 4

妊娠から子育てにかかる 切れ目のない支援

- ①親と子の健康づくりに向けた支援
- ②子育て家庭の負担の軽減に向けた支援
- ③子育てを応援する環境づくり
- ④妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

活動指標

指標	基準値(令和5年)	目標値(令和11年)
乳幼児健診の受診率 (乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診)	乳児 93.8% 1歳6か月児 93.3% 3歳児 92.3%	90%以上を維持

具体的施策① 親と子の健康づくりに向けた支援

妊娠から出産後もこどもの生涯にわたる心と身体の健康づくりに向けて、健康診査や訪問、講座などを行い、継続的な相談支援や情報提供に取り組めます。

また、適切な生活習慣の形成を図るとともに、親と子の望ましい食習慣の確立に向け、学校・家庭・地域が連携し、体験活動をはじめとする食育の機会の充実を図ります。

●不妊治療への理解促進と支援

不妊治療について正しく理解してもらうために、広報やホームページ等を通じて啓発するとともに、不妊治療に関する不安や悩みを軽減・解消するため、医療機関等と連携して情報提供や相談体制の充実に努めます。

こどもを望む夫婦に対し、不妊検査や不妊治療への助成を実施します。

主な取組・事業	内容	主管課
早期不妊・不育症検査費助成事業（マイベイベー事業）	こどもを望む夫婦の不妊・不育症検査に係る費用を助成し、経済的負担の軽減と、少子化対策の推進を図ります。夫婦につき1回、女性が35歳未満の場合は上限3万円、35歳以上の場合は上限2万円の助成を行います。	こども課

●次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及びこどもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を進めるとともに、家庭を築きこどもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるような地域社会の環境整備を進めます。

主な取組・事業	内容	主管課
子育て講演会・講座	「親子ふれあい遊び」「わいわい座談会」「あそびで育つ子どもの体と心」等の講座を通して、子育てやヒントが得られるよう支援します。年齢別講座では、こどもが遊びの経験を上げるとともに、親も悩みを相談しあい、情報交換しあえるような仲間づくりを支援します。	こども課 子育て支援センター
ファミリー面談	母子手帳交付後、妊娠後期に妊婦を訪問や来所で、産後や子育てに向けて、ファミリーで一緒に相談を行い、妊娠期から産後にかけて切れ目のなく家族の支援を行います。	こども課
仲間づくりの支援	子育てサークルの活動を促進し、育児の孤独感や不安の解消を図るとともに、サークルが地域の子育て支援組織として成長していくことを支援します。	こども課 子育て支援センター
育児支援家庭訪問活動	育児ストレスや孤立感に悩む家庭や、虐待のおそれなど児童の養育に困難な状況にある家庭などに対し、保健師やヘルパー等の訪問による育児支援を実施します。	こども課

●乳幼児健康診査等の充実

こどもの適切な健康指導と病気や発達の遅れの早期発見・早期治療が行えるよう、各種健診の受診率の向上と充実を図ります。

また、乳幼児健診後、支援の必要なこどもへの継続的なフォロー体制を充実するとともに、母親の体調や育児の悩み等を把握し、必要に応じて専門機関による相談支援や医療機関の受診につなげます。

主な取組・事業	内容	主管課
新生児・産婦訪問事業	全ての新生児と産婦を個別訪問し、養育困難家庭の把握や育児不安の軽減・子育て指導などを行います。 妊娠後期・子育て期（新生児訪問や産後2～3か月時）に家族一緒に面談し、子育て支援事業などの必要な情報提供や助言等を行います。	こども課
乳幼児健康診査	健診の実施頻度については、対象者数の動向により検討、計画をしていきます。乳幼児健診で健康情報の提供を行います。児童虐待防止対策として、健診ごとに未受診勧奨や未受診者の把握、要支援者への個別支援を実施し、子育て支援、健診受診率の向上に努めていきます。	こども課 保健課

●地域における子育て支援サービスの充実

専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めた全ての子育て家庭への支援を行う観点から、子育て支援センターでは、乳幼児と保護者が集って一緒に遊びながら子育ての不安や悩みの相談を行ったり、ほっとママステーションでは総合的な相談に応じて必要

な情報提供及び助言を行う等、地域においてきめ細やかな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するサービスを図ります。

主な取組・事業	内容	主管課
母子手帳の配布	母子の健康管理を継続的に進めるため、母子手帳を配布し活用を促進します。また、妊娠期からの健康づくりを支援するため、母子手帳交付時にアンケートを実施します。夫婦での子育てを推進できるように、父子手帳を配布します。	こども課
すくすく教室	1歳前の乳児とその保護者を対象に、子育て支援センターにおいて毎週金曜日に実施しています。発育・発達、離乳食や親子のふれあい遊びを実施し、親子の集いの場となっています。	子育て支援センター こども課 保健課
管理栄養士による個別相談	食事や子育てに対する考え方は多種多様となっており、個性に対応した相談の必要性が今後さらに増える予想されます。教室や健診といった決まった機会以外にも訪問等を通じて細やかな対応をしていきます。	保健課
妊産婦栄養強化事業	出産予定月の3か月前から3か月間、1日200ccの牛乳を配布する妊産婦栄養強化事業を継続して実施します。	こども課
歯科健診事業	大多数の乳幼児はう歯の予防ができていないものの、少数の乳幼児が複数のう歯を持つ傾向があるため、乳幼児健診における個別的・継続的な保健指導の充実を図ります。乳幼児健診における歯科指導を継続して行っていく予定です。また、今後とも世代を通じた働きかけや健康まつりを活用した啓発活動を行うことにより、食生活改善を含めた歯科保健事業の充実を図ります。	こども課
小児生活習慣病予防事業	食生活や生活習慣の改善に家族で取組めるよう健康教育の充実を図ります。各教育機関と連携し、こどもから高齢者までの共通課題として減塩生活を意識した生活の実現化を目指します。	保健課
予防接種事業	予防接種の接種機会を安定的に確保するとともに、社会全体として一定の接種率を確保していきます。今後とも接種機会の安定的な確保に努めるとともに、極めてまれではありますが重篤な健康被害が発生することがありえるといった事実について住民に正確に伝え、理解をえるよう努めます。また、他の予防接種と合わせて未接種者の定期的な勧奨を行い、接種率の向上を図ります。	保健課
発育計測	1歳以上の幼児と保護者を対象に、子育て支援センターにて保健師による身体計測・相談を行い、発育相談の場としていきます。	こども課 子育て支援センター
子育て支援センター体制・事業の充実	常時保護者が来所できるように体制強化を図ります。短時間一時預かり保育を実施していますが、更に利用しやすいセンター事業の充実を図ります。	こども課 子育て支援センター

●産後の支援体制の充実

安全で安心した子育てができるよう、全ての赤ちゃんを対象に保健師等が訪問して、乳児の発育や母親の健康についての確認や相談、保健指導を行います。また、出産後に家族からの支援が受けられない等の家庭については、一定期間の宿泊等による母子への心身のケア・育児指導等の支援を行います。

主な取組・事業	内容	主管課
産後ママのストレッチ教室	肩こり解消ストレッチ、腰のゆがみ引き締め体操の実践、ストレッチについて資料配布をします。また、講師による個別で軽い施術も行います。産婦の体のゆがみや体のケア等の仕方を学び、産婦の健康の維持・促進を図ります。	こども課
産後のこころとからだのリフレッシュ講座	産後の母親が心身ともに健康になり、自分に合った子育てができるようになることを目指します。講話やストレッチ、ママ同士の交流を行い、こころとからだのリフレッシュを図ります。	こども課
産後ケア事業	出産後の母子に対する心身のケアや育児のサポートを行うため、居宅訪問（アウトリーチ）型の支援に加えて、宿泊型、通所型の支援を実施します。	こども課

●小児医療体制の確保

小児医療体制の確保や切れ目のない支援に向けて連携強化を図るとともに、こどもの疾病予防・早期発見のために、「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」の普及・啓発に努めます。

主な取組・事業	内容	主管課
秩父地域平日夜間小児救急（当番医）受付事業	住民への周知徹底を図り、様々な情報の入手がしやすい方法で周知し、救急医療が受けやすい体制づくりに努めます。	保健課 小鹿野中央病院
安心して出産できる環境づくり	ちちぶ定住自立圏事業（1市4町）の中で、1 医院での出産が可能な状態となっています。また、1 医院に対し助産師等の支援を行っています。	保健課 小鹿野中央病院

●食育の推進

「小鹿野町食育推進計画」に基づき、こどもたちの食に対する意識の向上を図ります。こどもの朝食欠食等の食生活習慣の乱れや、特に思春期に見られる摂食障がいなど、心と身体の問題について、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連

携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動等の充実を図ります。

主な取組・事業	内容	主管課
幼児食教室	対象児の減少により、教室開催の機会は減ってきているが、内容は充実して実施できるため、継続して実施します。	子育て支援センター こども課 保健課
保育所及びこども園における食育	保育所及びこども園において、地域の協力を得て野菜栽培や地元食材の活用を行います。また、関係機関と連携し、栄養士による食育指導などその他の取組についても推進を図ります。	保育所 こども園
小鹿野町栄養士会活動支援	保育所、学校、病院、老人福祉施設、社会福祉協議会の栄養士・管理栄養士により「小鹿野町栄養士・管理栄養士連絡協議会」を発足しています。引き続き、小鹿野町の健康課題について会員で共有し、各分野で意識しながら実践することで切れ目のない支援を行います。	保健課
学校給食での地元食材活用	地産地消を進めるとともに、こどもたちに地元の味覚を理解してもらうため、地元産の野菜や食材を学校給食に利用します。また、栄養教諭による献立表の紹介や地元産の野菜の紹介等を進め、地産地消に関する児童の意識の涵養に努めるとともに、学校給食センターのブログに献立を掲載し、啓発を図ります。	学校教育課

●こどもと親の健康づくりの推進

こどもと親、家族みんなが健康な生活ができるように支援します。

主な取組・事業	内容	主管課
季節の行事(イベント)	こどもの日、七夕夏まつり、運動会、ハロウィン、クリスマス、お正月、豆まき、ひな祭り、お楽しみ会等、季節の行事を意識しながら、地域の子育て親子が楽しくつどえる催しを実施します。	こども課 子育て支援センター

具体的施策② 子育て家庭の負担の軽減に向けた支援

こどもと家庭の状況に応じた手当の支給や医療費助成、住宅支援など、子育てにかかる経済的な支援を継続するとともに、実施している各種手当等の周知に努めます。

共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズに対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、就労形態の多様化に対応できるよう、保護者の選択に基づき、必要な保育を受けられるよう、延長保育や一時預かりなどの多様なサービスの充実を図ります。

●妊婦のための支援給付事業、妊娠等包括相談支援事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して必要な支援につなぐ「妊婦等包括相談支援事業」と「経済的支援」として実施する「妊婦のための支援給付」を活用し、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊婦・出産後に給付金を支給します。

主な取組・事業	内容	主管課
おがの育児パッケージギフト	子育てに役立つギフト(育児用品)を町から贈呈し、子育てを応援します。	こども課
小鹿野町子育ておむつ券給付事業	満1歳の誕生日の属する月まで、おむつ、おむつ関連用品(おしりふき、おむつライナー、おむつカバー等)いずれか希望するものを、月1,500円まで、事前に町と契約した取扱店にて引き換えをできるものとします。	こども課
小鹿野町母乳ケア補助金交付事業	産後12か月以内に行った助産師が行う母乳ケアに掛かった費用に対して、上限1万円まで助成します。	こども課

●こども医療費助成

こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健康増進と健やかな育成に寄与するため、0歳～18歳の医療費の全額支援(無償化)を継続します。

主な取組・事業	内容	主管課
こども医療費助成	0歳～18歳の医療費の全額支援(無償化)並びに現物支給(窓口無料)の継続を図ります。	こども課

●地域における子育て支援の充実

延長保育事業については、就労形態の多様化等の理由による通常の利用時間を延長しての保育ニーズに対応すべく、今後も継続実施に取り組めます。

一時預かり事業については、利用者ニーズに対応できるよう、今後も継続実施に取り組めます。

病児保育事業については、安心して子育てができる環境整備を促し、児童の福祉の向上を図ります。また、利用推進のための広報等の推進に取り組めます。

主な取組・事業	内容	主管課
一時保育事業等の実施	保育所等を利用していない家庭が安心して一時保育を利用できるよう、子育て支援センターにおいて、短時間の一時預かり事業を実施しています。今後とも、より利用しやすいサービス提供体制の充実に努めます。	こども課 子育て支援センター
ファミリー・サポート・センターの利用促進	現在、秩父市シルバー人材センター内に「秩父 ファミリー・サポート・センター」が開設されています。一時預かりや送迎、病後児保育 など多様なニーズに対応できる制度であるため、協力会員・利用会員の増員と利用促進に努めます。	こども課
家庭教育推進事業	家庭、学校、地域社会等がそれぞれの役割と責任を自覚し、こどもたちの育み推進します。教育委員会が中心となって「家庭教育セミナー」「親子ふれあい体操」「親子ふれあい音楽会」等の家庭教育推進事業を実施するなど、親が自信を持って子育てができるよう支援します。	生涯学習課
親の学習プログラムの活用	埼玉県家庭教育支援事業の一環である家庭教育アドバイザーの派遣を有効に活用し、就学时健康診断開催と併せて「親の学習講座」を開催し、子育てにおける指導・助言等を行います。	学校教育課
予防接種費用助成事業	中学3年生を対象としたインフルエンザ予防接種の費用を全額助成し、インフルエンザのまん延及び重症化を予防します。今後、任意予防接種については、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）など定期化する方向性が出ているワクチンもあり、国の動向をみながら今後も検討していきます。また、副反応等に関する正確な情報の提供に努めます。	保健課
保育料の軽減	国基準の4～5割程度軽減。保育料無償化制度を令和元年10月1日から実施しています。今後も継続していきます。	こども課
子育て支援金支給事業	第3子以降を5年間に50万円の支給することとし、事業の充実を図りました。今後ともこどもの出産を祝うとともに健全な成長を願い支給を継続します。	こども課

具体的施策③ 子育てを応援する環境づくり

少子高齢化の進行や共働き家庭の増加による多様な子育てニーズ・要望への対応を図ります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進強化、男女共同参画の推進など、子育てしやすい就労環境づくりを推進していきます。

特に保護者が、保護者の就労の有無や利用目的を問わず、0～2歳のこどもが保育施設に通える「こども誰でも通園制度」に対応した環境づくりを推進します。

●仕事と子育ての両立支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別に関わらず仕事と子育てが両立できる働き方への意識啓発や企業の取組に対する啓発を行います。

また、男性の育児参加を促すための支援を行うとともに、関係機関や企業等との連携を通じて、出産や育児により退職した女性の再就職の支援を推進します。

主な取組・事業	内容	主管課
育児休業制度の普及・啓発	町内の企業に対して、従業員の育児休業取得への勧奨や理解促進を啓発します。	産業振興課
	小鹿野町役場職員の仕事と育児の両立を図るため、育児休業のほか、産前産後休暇、男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇及び子の看護休暇取得への勧奨や理解促進を啓発します。なお、女性職員の育児休業取得率は以前から100%の状況です。今後は、男性職員が育児参加しやすい環境づくりに努めます。	総務課
ファミリーデーの実施	子育て支援センターにおいて、土曜日に開放型のイベントとして「ファミリーデー」を実施し、父親の参加を促進します。	こども課 子育て支援センター

●男女共同参画の推進

男女共同参画についての正しい理解の浸透が図られるようあらゆる機会を捉えて広報啓発に取り組みます。

主な取組・事業	内容	主管課
男女共同参画計画の推進	男女共同参画計画に基づき、男女の役割分担意識の見直し啓発やワーク・ライフ・バランスの啓発事業を行います。	総務課

具体的施策④ 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

子育て家庭が抱える不安や悩みに対して、各家庭の状況に応じた相談窓口が選択できるよう、相談窓口の体制強化と子育てに関する情報の周知啓発のために、関係機関と連携しながら、相談を受けた後も切れ目のない支援に取り組めます。

●家庭教育への支援

こどもが基本的な生活習慣等を身につけられるよう、妊娠・出産・育児についての勉強会や講演会、イベントを行い、親同士が子育てについて楽しく学び、情報交換ができる機会を提供し、家庭における教育力の醸成を支援します。

主な取組・事業	内容	主管課
子育て講演会・講座【再掲】	「親子ふれあい遊び」「わいわい座談会」「あそびで育つ子どもの体と心」等の講座を通して、子育てやヒントが得られるよう支援します。年齢別講座では、こどもが遊びの経験を広げるとともに、親も悩みを相談しあい、情報交換しあえるような仲間づくりを支援します。	こども課 子育て支援センター

●身近な相談体制の充実

子育て支援センターの地域子育て支援拠点や、保育所・こども園の各種行事・園庭開放等により、地域の身近な場所で乳幼児と保護者同士の交流や子育ての場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談支援の充実を図ります。

主な取組・事業	内容	主管課
こども家庭総合支援拠点の充実・強化（再掲）	こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、子育て家庭に寄り添う相談支援等への対応及び総合調整等を行う「こども家庭総合支援拠点」の充実、強化を図ります。	こども課

●子育て支援情報の発信

本町の子育て関連情報を一元化して発信する子育て支援アプリ「ほっと子育て おがニャプリ」や、子育てに関する情報を分かりやすく集約した子育て情報誌の内容の充実を図ります。

主な取組・事業	内容	主管課
多様な媒体による情報提供の充実	子育て世帯に対し、子育てに関して有益な知識やサービス、イベント等の情報を提供するため、「子育て支援センターだより」を発行するとともに、広報紙を活用した情報提供を行います。	こども課 子育て支援センター
母子手帳アプリ ほっと子育ておがニャアプリ	ＩＣＴを活用した新たな子育て支援策として、母子手帳の記録から地域の情報までをスマートフォンやタブレット端末、パソコンに対応したアプリを導入しました。仕事や育児に忙しい母親や父親を支援していきます。	こども課
子育てガイドの配布・周知	子育てに関する町の情報を集約したガイドブックを作成し、妊娠期から利用できる子育て相談窓口や出産後から乳幼児期、学童期に利用できる子育てサービス等について総合的な情報を提供し、妊娠期から安心して子育てできる体制を推進します。 また、スマートフォンで活用しやすくするため、電子版カタログでの使用も周知していきます。	こども課
子育て支援センターの充実（情報提供の充実）	母子手帳アプリでの情報提供や乳児健診で対象者全員にお便りやチラシ配布、ふれあい遊び紹介や話し相手となり、顔の見える関係性の構築など、妊婦への周知度向上や、子育て家庭に有益な情報提供の充実を図ります。	こども課 子育て支援センター

基本施策 5 困難を抱える子育て家庭への支援

本町における子育てを取り巻く環境は、核家族化、障がい児サービスの利用者の増加、そして共働き家庭の一般化や地域コミュニティの希薄化などの進行により変化しています。

こども大綱では、一人一人のこどもの健やかな育ちをひとしく保障することが掲げられており、虐待や貧困など家庭の状況、障がい等の事情により、社会的な支援の必要性が高いこどもやその家庭を含め、それぞれの事情・状況に応じた適切な支援が求められています。

子育てには、保育、教育、医療等の様々な費用が必要です。その中で、ひとり親家庭が就業により一定の安定した収入を得て経済的に自立できるよう支援することや 安心して子育てができるような相談体制の充実を図り、子育てへの経済的・心理的負担の軽減を図っていく必要があります。

また、障がい児数が増加している中、就学前の保育・教育体制の整備や療育に携わる施設の質の維持・向上が課題であり、発達障がいのあるこどもとその家庭への支援の充実が求められています。

さらには、こどもが家事やきょうだい等の世話を担っているヤングケアラーなど、家庭内での問題や、本人や家族に自覚がない、誰にも相談できないといった理由から、支援につながりにくい場合があるため、困難を抱えているこどもや家庭に気づき、見守り、必要に応じて適切な支援につなげていく必要があります。

小鹿野町が目指す方向性

- こども・若者が、家庭環境に関わらず、夢や希望を持って生きていくことができるよう、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労の支援など、様々な面から、関係機関との連携により、こども・若者の貧困対策に取り組みます。
- こども基本法に基づき、外国人や障がいがあるこども・若者が社会から取り残されないことがないよう、関係機関との連携を一層強化し、情報を共有しながら切れ目のない支援を行っていきます。

基本施策体系

基本施策 5

困難を抱える子育て家庭 への支援

- ①こどもの貧困対策の推進
- ②ひとり親家庭への支援
- ③特別な支援を必要とするこどもや家庭への支援

活動指標

指標	基準値(令和5年)	目標値(令和11年)
「はぐくみ相談」の開催回数	年12回	維持(年12回)

具体的施策① こどもの貧困対策の推進

全てのこどもは、可能性に満ちたかけがえのない存在であり、自分らしく、豊かに成長し、発達していく権利を有しています。

こどもまんなか社会の視点に立って、貧困や困難を抱えているこどもとその家庭の背景に様々な社会的要因があることも踏まえ、必要な支援に結びつくための体制づくりや、こどもの成長の段階に応じた切れ目のない支援により、こどもが生まれ育った環境などに左右されることなく、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指します。

●成長段階に応じた切れ目のない相談支援

妊娠期から学齢期、社会的自立に移行する時期まで、それぞれの成長段階に応じた切れ目のない相談支援の充実を図ります。

こども課や保健福祉センター、学校や相談機関など、こどもが成長する過程で接する様々な機関が、それぞれの関わりの中で異変や困難を把握し、必要とする支援につなげていきます。

また、困難を抱えているこどもと家庭・若者に、必要とする情報が届くよう、ICTも活用したわかりやすい情報提供の充実に努めます。

主な取組・事業	内容	主管課
包括的な支援	困難な状況にあるこどもや家庭が、社会的に孤立して必要な支援が受けられないことのないよう、地域全体で支え合う環境を整備します。	こども課
若い世代（保護者）への情報の発信	こども課・保健課・子育て支援センター等で母子手帳アプリを利用し、手軽で迅速な子育て情報の提供を行います。保育所及びこども園のホームページの更新に努めます。	こども課 子育て支援センター
生活の支援	全てのこどもや保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、妊娠・出産期から相談支援の充実を図り、こどもと保護者が社会に自立するまで切れ目のない支援をします。	こども課

●こどもの健やかな育ちと多様な学びの支援

一人一人のこどもが家庭の状況などに関わらず、将来に向かって「学ぶ力」を身につけ豊かな心を育むために、ニーズを踏まえた学びの提供や、育ちを推進します。

学習に困難を抱えるこどもや不登校のこどもに対しても、学校以外の場における多様な学習活動も含めた支援に取り組んでいきます。

主な取組・事業	内容	主管課
教育の支援	一人一人のこどもの状況に寄り添いながら、家庭環境や経済的な状況に関わらず、学習意欲や学習習慣を身につけ、希望に応じた学習ができるように支援していきます。	学校教育課
不登校児への支援	適応指導教室を設置し、集団生活への適応力を高めるとともに、孤立を防ぐための居場所づくりや学校、地域で見守る体制づくり	学校教育課

●子育て世帯への経済的支援

保護者が経済的に自立できるよう、準備段階も含めた就労支援を実施するとともに、地域での居場所やつながりづくりなど、家族が安定した生活を継続していくために必要な総合的な支援を行います。

さらには、各種手当や貸付等支援制度の情報が必要な家庭に確実に届く周知徹底を引き続き図るとともに、子育て家庭の実態に即し、こどもの養育に資する経済的支援を実施します。

主な取組・事業	内容	主管課
就労の支援	困難な状況にある家庭に対して、就労や自立を促進するための支援を行い、家庭の生活基盤が整うようにサポートの充実を図ります。	こども課
経済的な支援	家庭の状況に応じた各種手当や医療、教育・保育等にかかる費用に対する助成や減免等の経済的支援の充実により、安定した生活基盤の確保を図ります。	学校教育課 こども課

●こども・若者の居場所づくり・学習応援

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のあるこどもが、能力・可能性を伸ばすことができるよう、ひとり親家庭等、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の児童・生徒を対象に学習支援のほか、日常的な生活支援や仲間と出会い、活動ができる居場所づくりにつながるような支援を行います。

主な取組・事業	内容	主管課
こども・若者の居場所づくり【再掲】	家庭や学校以外に、こどもたちが自分の居場所と感じ、安心して多世代と交流できる場所を確保するため、こども・若者の居場所づくりを推進します。	こども課

具体的施策② ひとり親家庭への支援

安定した生活により、安心して子育てできるよう、ひとり親家庭の総合的な支援を推進します。

なお、教育の支援や、生活の支援、保護者に対する就労の支援においては、国や県とも連携を図りながら取り組みます。

●ひとり親家庭の就業自立支援

ひとり親家庭等が抱えている様々な課題の解消を図るため、関係機関と連携し、自立に必要な情報提供や生活全般の相談に応じるとともに、求職活動に関する支援を行います。

さらには、各種手当や貸付等支援制度の情報が必要な家庭に確実に届く周知徹底を引き続き図るとともに、子育て家庭の実態に即し、こどもの養育に資する経済的支援を実施します。

主な取組・事業	内容	主管課
福祉サービス等利用に際しての配慮	事業を中心にパンフレット等を配布し、窓口での相談に対応します。	こども課
相談体制の充実や情報提供	こども家庭センターを設置するなど、相談体制を強化します。	こども課
就業促進のための協力要請	各種支援に対する内容を記載したパンフレット等を配布し、窓口での相談に対応します。	こども課

●ひとり親家庭の経済的支援

ひとり親家庭が抱える、子育てをはじめとした生活及び就労等に関する様々な悩みについて、保健師をはじめとする担当者が相談を受け、支援等に対する情報を提供するとともに、支援機関等に適切につなぐ相談機能の充実に努めます。

児童扶養手当や児童育成手当の支給、医療費助成、母子・父子福祉資金の貸付、自立支援給付金の支給など、引き続き経済的な支援を実施します。

主な取組・事業	内容	主管課
児童扶養手当	児童扶養手当法に基づき実施していきます。	こども課

ひとり親家庭医療費助成	制度の利便性向上のため、県内医療機関での現物支給に努めます。	こども課
-------------	--------------------------------	------

具体的施策③ 特別な支援を必要とする子育て家庭などへの支援

障がい児及びその家族のライフステージに沿った保健、医療、福祉、保育、教育、就労等の支援（縦の連携）と支援者等による関係者間のスムーズな連携の推進（横の連携）を促進し、ライフステージに応じた切れ目の無い支援の推進（縦横連携）による地域支援体制を目指し、子育て支援施策全体の連続性の中で、インクルージョン（地域社会への参加・包摂）を推進します。

外国人が安心して子育てできるよう、多言語とやさしい日本語による子育て支援情報の提供に取り組んでいきます。

●障がい児への支援

こどもの成長に不安を感じる家族に対し、「気軽に相談できる窓口」の存在をわかりやすく、利用しやすくなるよう情報提供に努め、家庭の子育てへの負担軽減につなげるとともに、適切な支援が提供可能である各機関や専門相談につなぐなど、家族に寄り添った継続的な支援を行います。

障がい特性からくる生活の困難さなどの養育上の課題を抱える場合においても、こども及びその家族の思いを尊重し、家族に寄り添いながら、こどもの健やかな発達に沿った支援に努めます。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、サービスの質の確保・向上に取り組むなど医療的ケア児の支援体制の構築に取り組みます。

主な取組・事業	内容	主管課
障がい児保育	公立保育所、民間保育所、こども園において、職員の加配等による障がい児保育の充実を図ります。また、近年、発達の遅れ等の疑いがあるものの手帳を取得していない児童が増加しており、面接や相談の充実により保護者の理解促進に努めます。	保育所 こども園
いつでも健康相談	社会情勢の変化により、24 時間 365 日フリーダイヤルによる健康相談だけでなく、様々な手段による相談方法を検討し、子育て中の保護者の不安軽減に努めます。	保健課
児童発達支援、はぐくみ相談等の充実	発達障がい（小児の高次脳機能障がいを含む）などの傾向がみられるこどもたちに対して、母子通園事業として児童発達支援への通所や、相談事業として「はぐくみ相談」（運動発達相談、言語相談）、「こころの相談」（心理相談）などにおいて、積極的に支援します。	福祉課 こども課

●多文化共生社会への対応

外国人等を対象に多言語翻訳機能を活用した窓口対応や、分かりやすい日本語の普及の取組を進め、情報格差の解消を図るとともに、国籍や民族等の違いに関わらず、誰もが地域の一員として活躍・交流できる機会や場を創出します。

主な取組・事業	内容	主管課
多文化共生社会への対応	子育てをする外国人の親のために多言語に対応した子育て支援パンフレットを作成するなど、異文化との共生と尊重を柱とする啓発を検討します。	こども課

基本施策 6 こども・子育てにやさしい地域環境の整備

近年、こどもたちが巻き込まれる事件・事故が大きな社会問題になっています。

こども大綱では、こども・若者の自殺対策、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども・若者の性犯罪・性暴力対策、犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備の充実を求めています。

こども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、ＳＯＳの出し方や心の危機に陥った友人等からのＳＯＳの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育が必要です。

また、年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれたこども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識の下、こども・若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組、被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等、総合的な取組が求められます。

こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進める必要があります。

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題といえます。

さらには、こども大綱では、教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である 18 歳、20 歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制の構築・強化を求めています。

支援を必要とするこどもやその家庭のニーズが多様化する中で、専門的知識・技術を有する人材など、必要な社会資源が充足していないことも要因と考えられ、人材の育成、確保が課題です。

また、福祉分野のみならず、教育分野、医療分野との連携不足など、関係分野との連携の場を求める意見が挙げられています。こどもの健やかな育成のためには、こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築が求められています。

ひきこもりや虐待などにおいては、適時・適切な相談やアウトリーチ支援を積極的に活用した体制づくりが必要です。

総合的・包括的支援の推進のためには、行政だけではなく、ＮＰＯ、ボランティア団体など地域の多様な主体等による「地域づくり」と、関係機関等による「本人・家族支援」のより一層の充実が重要です。

小鹿野町が目指す方向性

- “おがの”には、子育ての人材、経験、施設などの福祉・教育資源を有しており、これらの資源を有効に活用しつつ、こどもや若者を見守り、支えあうことができる仕組みづくりに取り組みます。
- 地域の人々をはじめ社会を構成する様々な団体や企業等が協力し、保護者に寄り添い一体となって子育てやこどもの育ちを支援できるよう環境づくりを進めます。
- 歩道や道路の段差の解消や住宅環境の整備、公共施設におけるこども用トイレの設置などにより、こども・若者にもやさしい「福祉のまちづくり」を進めます。
- 事故の防止等の交通安全対策や、防犯や犯罪被害に遭わないための取組や情報提供に努めます。

基本施策体系

基本施策 6

こども・子育てにやさしい
地域環境の整備

- ① 子育て関連団体の活動促進
- ② 地域における子育て支援ネットワークの強化
- ③ 子育てしやすい環境の推進
- ④ こどもの安全・安心の確保

活動指標

指標	基準値(令和5年)	目標値(令和11年)
赤ちゃんの駅設置か所数	11 か所	15 か所
こども食堂の数	1 か所	2 か所

具体的施策① 子育て関連団体の活動促進

子育ては保護者のみならず、地域とのつながりの中で、地域ぐるみで取り組むことが必要です。地域コミュニティの多様な人材、資源を活用して、地域住民が主体となったこどもの活動支援や見守り活動が促進されるよう、関係機関・団体の支援を推進します。

●こども食堂への支援

こどもと地域住民とが繋がり、こどもも大人も安心して過ごすことができる居場所となることができるこども食堂を実施できるように支援し、こどもの居場所として定着を図ります。

主な取組・事業	内容	主管課
こども食堂への支援	地域でこども食堂を運営している人たちが交流し、こども食堂の輪を広げるためのこども食堂ネットワークを支援します。	こども課

●小鹿野高校との連携

町内唯一の県立高校である小鹿野高校は、本町の教育環境の重要な拠点のひとつであるが、近年、生徒数の急激な減少により、学校の存続さえも危ぶまれる状況にあります。町に高校がなくなれば、若い人の流出が加速するおそれが高まります。地域と一体となって更なる魅力ある学校づくりを進め入学者を誘引し、活性化させるために強力な支援を行って連携していきます。

主な取組・事業	内容	主管課
小鹿野高校との連携	専門性を生かし、福祉等の分野における体験講座の小中学校での実施も行われています。今後とも小鹿野高校と町内の教職員や生徒の交流を促進し、相互の教育力の向上に努めます。	学校教育課
高校生ボランティア活動の普及	乳幼児や児童とのふれあいの中から、命の大切さや子育てについて学べるよう、子育て支援センター、こども園、保育所、学童保育などでの高校生ボランティア活動の普及に努めます。	保育所 こども園 こども課

●子育てサークルなどの活動支援

子育てサークルなどの活動支援を行うとともに、ボランティア活動や住民の自主的な活動の育成・支援により、地域ぐるみで子育てを考え、サポートできるような取組を進めます。

主な取組・事業	内容	主管課
子育てボランティアの育成	社会福祉協議会を通じ、ボランティアやインターンシップの受け入れ等を実施しています。今後とも地域全体で子育てを支援するため、子育てに関するボランティアの育成と活用を促進します。	こども課

●地域の教育力向上

地域における学校応援団活動等を推進し、こどもたちの学習機会の提供による学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を図ります。地域ぐるみでこどもの教育、学習をサポートする仕組みづくりにより、地域の教育力向上を図ります。

主な取組・事業	内容	主管課
公民館講座	小鹿野文化団体連合会や公民館クラブ等の各団体との連携により、地域の人とこどものつながりを強化していくとともに、社会情勢を考慮し、こどもや子育て家庭の興味・関心に即した講座を開催します。また、こどもや子育て家庭が興味を抱ける、魅力的なチラシを作成することにより参加者の増加に努めます。	生涯学習課
歌舞伎のまちづくり事業	伝統文化の保存継承のため支援を継続し、地域文化に触れる機会の創出を行い、過疎化と少子高齢化の中でも伝統文化が保存継承されるよう支援を行います。	生涯学習課
地域子育て世代間交流の推進	こども園・学校、公民館事業、青少年健全育成事業など、町内の各地域で実施を継続します。	学校教育課 生涯学習課 こども課

具体的施策② 地域における子育て支援ネットワークの強化

子育てを地域社会全体で支えていくためには、地域の関係機関や町民との連携が必要です。保護者同士や相談支援員のネットワーク、行政や関係機関とのあらゆるネットワークを有機的につなげることで、地域全体の子育て力の向上を図ります。

●地域における包括的な支援体制の構築・強化

相談支援をはじめとした教育・保育、福祉、保健、医療等の関係機関との情報交換や共通理解の場を設けることで「横の連携」を進め、地域における支援体制の強化を図ります。

また、出生、保育所入園、学校入学、進学、就職など生活の場が広がることで支援の一貫性を失うことがないように、こどものライフステージに応じた体制の充実など「縦の連携」による支援体制を構築し、包括的な支援体制（縦横連携）による切れ目ない支援に努めます。

主な取組・事業	内容	主管課
地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成	関係機関との連携会議等を開催し、ネットワークの構築を目指します。	こども課
民生委員・児童委員の活動強化	地域の子育てに関する細かいニーズや現状を把握するため、民生委員・児童委員の「中学生以下の児童がいる世帯の全戸訪問」を継続します。また、子育て支援事業や乳幼児健診時への継続した支援等により、子育て家庭との繋がりを深め、地域全体で子育てを支援する基盤の育成・充実を図ります。	福祉課

●地域子育て支援拠点の充実

「子育て親子に交流の場の提供および交流の促進」、「子育てなどに関する相談・援助の実施」、「地域の子育て関連情報の提供」等の地域子育て支援拠点の充実を図り、地域における子育て支援ネットワークのハブ機能としての役割強化を目指します。

主な取組・事業	内容	主管課
こども家庭センターの設置【再掲】	母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うこども家庭センターを設置します。	こども課

●こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。

担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進めるとともに、こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルケアに取り組みます。

地域における身近な大人や若者など、ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材の確保・育成を推進します。

こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化を図ります。

主な取組・事業	内容	主管課
担い手人材の確保・育成・支援	保育人材の採用試験に実施と併せて職員のメンタルケア研修や相談窓口を開催するとともに、各種研修会に積極的に参加します。また、子ども食堂などボランティア団体への支援を実施します。	総務課 こども課

具体的施策③ 子育てしやすい環境の推進

「こどもまんなか」に基づくまちづくりを推進するとともに、妊婦や乳幼児などこども連れの方に対して配慮するなど、外出しやすいまちづくりを推進します。

また、こどもや子育て世帯に魅力的なまちづくりを推進するに当たって、当事者の声を取り入れながら、取り組んでいきます。

●安心して外出できる環境の整備

道路、公園、公共交通機関、公的建築物についてバリアフリー化を進めるとともに、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用、また、施設において子育て世帯に配慮したトイレの整備等を進めます。

主な取組・事業	内容	主管課
授乳室などの整備	「赤ちゃんの駅設置事業」により、小鹿野町役場、両神公民館、両神振興会館及び文化センターへの授乳スペースやおむつ替えシートを設置しています。今後もこどもや子育て世帯が利用する機会の多い施設におけるこどもへの配慮に努めます。	こども課

●公園の整備

こどもが安心して遊べる安全で快適な公園を整備し、保護者も安心できる公園づくりを目指します。また、公園がのびのびと遊べる環境となるよう、魅力ある公園空間の創出に努めます。

主な取組・事業	内容	主管課
児童遊園地の管理と整理統合	町内 24 か所ある児童遊園について、遊具の安全確保を図り利用しやすい公園の維持管理に努めます。また、地域の児童数の減少による利用減少や遊具等の維持管理に課題があり、地元の理解を得ながら整理統合を図ります。	こども課

●子育てに適した居住空間の創出・確保

子育て世帯を支援していく観点から、ファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するとともに、民間賃貸住宅に関する情報提供を推進します。

主な取組・事業	内容	主管課
町営住宅の長寿命化	小鹿野町町営住宅長寿命化計画に基づき、維持管理を行っていきます。	建設課

住宅のリフォーム補助	子育て世帯の定住促進を図るため、住宅リフォームの補助を充実するとともに、周知度の向上を図り、制度の利用を促進します。	産業振興課
------------	--	-------

●移住者への支援

移住された子育て世帯やこれから移住を考えている子育て世帯に対し、本町の移住定住に関する施策や子育て施策等をわかりやすく説明するため町ホームページ、町広報誌等を有効に活用し情報提供を推進します。

主な取組・事業	内容	主管課
空き家等の住宅確保に関する情報提供	空き家バンク制度チラシの各戸配布、町広報誌への掲載により、情報提供の充実を図ります。	まちづくり観光課
移住定住の促進と情報発信	各種移住定住情報発信と併せて町の子育て施策に関する情報発信を強化していきます。	総合政策課 こども課 まちづくり観光課

具体的施策④ こどもの安全・安心の確保

交通事故の防止に向けて、安全性の高い道路や歩道整備と交通安全教育を進めます。

また、家庭・地域・行政が連携し見守り活動に取り組むとともに、地域との情報共有や連携を強化し、地域ぐるみで安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

●こどもの交通事故防止

町内小学校において、学年に合わせた交通安全指導や交通安全教室を実施し、交通安全に関する正しい知識を身につけ、道路における様々な危険を予測・回避する能力を育む機会の充実を図ります。また、正しい自転車の乗車方法を学び、乗車する際のヘルメット着用など、自転車の安全利用を推進します。

学校や地域見守りボランティアによる登下校時の交通安全指導を実施し、こどもたちの登下校時における安全確保を図ります。

歩行者や自転車の安全確保を図るため、地域の実情に即した交通規制や車道との分離等の安全対策を推進します。

主な取組・事業	内容	主管課
交通安全運動の実施	新入所（園）・入学児童への啓発品の配布や、地域行事での交通安全運動など、交通安全の啓発を実施しています。今後も引き続き、警察署等関係機関と連携し、交通安全運動の充実を図ります。	住民生活課

●こどもの犯罪被害防止

防災情報メール配信による町民の自主防犯意識の啓発を行います。

防犯教室や防犯講座を実施するほか、警察や関係団体から提供される防犯情報を発信し、児童の防犯意識の高揚を図ります。

青色回転灯付パトロール車による防犯パトロールを継続するとともに、地域見守りボランティアによる登下校時の安全指導等、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

主な取組・事業	内容	主管課
こどもの犯罪被害防止	保護司が安心して活動できる環境整備の支援とともに各種相談機関との連携した相談体制の確立に努めます。	福祉課
危険個所の改善	通学路整備計画に基づき交通安全施設の整備を進め、児童生徒の安全の確保を図ります。通学路については、1年ごとに変更が生じるため、年単位で学校と調整を図ります。	建設課

防災マニュアルの活用・作成	保育所、こども園、小・中学校などにおいて作成している防災マニュアルを活用し避難訓練などを実施するなど、防災に配慮した施設運営に努めます。	各課
危機管理マニュアル	育所・こども園、小・中学校などにおいて作成している危機管理マニュアルを適宜見直し、教職員等への普及に努めます。	各課
社会を明るくする運動の推進	犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための運動を実施していきます。	生涯学習課 住民生活課

●こどもを取り巻く有害環境対策

街中の書店やコンビニ等で性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌や、ＤＶＤ、インターネット等のメディアからこどもを守るため、地域団体、住民と協力して、有害情報に巻き込まれないような情報モラル教育を推進します。

主な取組・事業	内容	主管課
こどもを取り巻く有害環境対策	関係機関と連携して青少年を有害な情報から守り、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるよう様々な普及啓発活動を推進します。	各課

第5章 教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込み

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須記載事項となっています。

本町では、教育・保育の区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細やかなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること、特色のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、町全域（1区域）で教育・保育の量の見込みを定めていきます。

小鹿野町における教育・保育の提供区域：1区域

2 教育・保育の量の見込み

（保育の必要性の認定区分）

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等に応じた保育の必要性により、教育・保育を利用することにもついて3つの認定区分が設けられ、この認定区分に応じて、利用する教育・保育施設・事業が決まっていきます。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	なし	こども園
2号認定（教育希望が強い）		あり	こども園
2号認定（保育希望が強い）			保育所・こども園 等
3号認定	満3歳未満	あり	保育所・こども園・地域型保育事業 等

(量の見込み)

● 1号認定（満3歳以上で教育希望が強い）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	9	8	8	8	7
②確保方策(利用定員数)	30	30	30	30	30
②-①過不足	21	22	22	22	23

● 2号認定（満3歳以上で保育希望が強い）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	83	76	69	71	63
②確保方策(利用定員数)	110	110	110	110	110
②-①過不足	27	34	41	39	47

● 3号認定（0歳で保育希望が強い）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	3	3	3	3	2
②確保方策(利用定員数)	10	10	10	10	10
②-①過不足	7	7	7	7	8

● 3号認定（1歳で保育希望が強い）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	24	23	20	20	18
②確保方策(利用定員数)	25	25	25	25	25
②-①過不足	1	2	5	5	7

● 3号認定（2歳で保育希望が強い）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	21	18	17	15	15
②確保方策(利用定員数)	25	25	25	25	25
②-①過不足	4	7	8	10	10

(確保策の方針と対応策)

- ・本町では1号及び2号、3号認定の待機児童は発生しておらず、今後も見込まれない状況となっています。子育てをしている方が安心して働くことができるよう、保育・教育内容の質の向上に努めます。

3 地域子育て支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育）

保育所等を利用するフルタイム勤務の共働き世帯数や通勤時間を含む勤務時間等にあわせた保育時間の延長を実施する事業です。

（量の見込み）

（単位：人）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	15	14	13	12	11
②確保方策(利用定員数)	15	15	15	15	15

（確保策の方針と対応策）

- ・充足されている状況を維持できるように保育所・こども園による運営を支援します。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通うこどもを対象に、放課後（土曜日、学校休業日は一日）に安全な生活の場を提供することにより、保護者の就労を支える事業です。

（量の見込み）

（単位：人）

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み (利用見込み)	低学年	83	74	68	59	55
	高学年	56	50	45	39	37
	計	139	124	113	98	92
②確保方策(利用定員数)		160	160	160	160	160
確保方策(か所数)		3	3	3	3	3

（確保策の方針と対応策）

- ・令和 7 年度小学校統合に伴い、3か所（小鹿野学童クラブ、小鹿野学童クラブ（遊）、新原学童クラブ）にて対応します。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、施設において必要な保護を行う事業です。

（量の見込み）

（単位：人日）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	0	0	0	0	0
②確保方策(利用定員数)	-	-	-	-	-

（確保策の方針と対応策）

- ・町内で実施している施設はありませんが、近隣自治体と連携し、実施体制の整備に努めます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、すべての子育て家庭を地域で支える取組として地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る事業です。

（量の見込み）

（単位：人日、か所）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	2,954	2,595	2,435	2,235	2,076
実施か所	1	1	1	1	1
②確保方策(か所)	1	1	1	1	1

（確保策の方針と対応策）

- ・日中の居場所づくり、交流・仲間づくりの場、育児不安や孤独・孤立感の解消など、保育所、幼稚園に通園していない0～2歳児及び保護者にとって重要な場所であることから、現在の体制を維持します。

(5) 一時預かり事業

(保育所等における一時預かり(預かり保育)事業)

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業（全ての家庭の0～5歳児対象）。※保育所等とは、保育所や地域子育て支援拠点での一時預かり事業及びトワイライトステイ事業のことです。

(量の見込み)

(単位:人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	11	10	9	9	8
②確保方策(利用定員数)	11	10	9	9	8

(確保策の方針と対応策)

- ・保育所・こども園も3か所で実施していきます。

(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)

幼稚園やこども園（短時間保育）で、通常の教育時間終了後に子どもを預かる事業（主として昼間。3～5歳児対象）です。

(確保策の方針と対応策)

- ・幼稚園がないため、見込量は発生しません。

(6) 病児保育事業

こどもが病気で集団保育が困難な期間、専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

(確保策の方針と対応策)

- ・町内で実施している施設はありませんが、近隣自治体と連携し、実施体制の整備に努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

育児の手助けが必要な方（依頼会員）からの依頼に応じて、育児の手助けができる方（提供会員）を紹介し、育児の支援を図る事業です。

（量の見込み）

（単位：人日）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	0	0	0	0	0
②確保方策(利用定員数)	-	-	-	-	-

（確保策の方針と対応策）

・広域で「秩父ファミリー・サポート・センター」事業を実施しており、協力会員及び依頼会員の増加を図るなど制度の普及に努めます。

(8) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施し、公費による受診負担の軽減を図る事業です。

（量の見込み）

（単位：人）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	29	27	25	23	21
②確保方策(利用定員数)	29	27	25	23	21

（確保策の方針と対応策）

・今後も引き続き公費負担による健康診査を実施し、誰もが安心して妊娠・出産・育児ができるよう努めます。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師及び訪問指導員（助産師）が、生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認し、必要な支援を行う事業です。

（量の見込み）

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	20	17	17	15	13
②確保方策(利用定員数)	20	17	17	15	13

（確保策の方針と対応策）

- ・今後も引き続き乳児家庭全戸訪問事業を実施し、誰もが安心して出産・育児ができるよう努めます。

(10) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、専門的相談支援として、保健師又は助産師等が養育に関する指導・助言を、居宅に訪問して行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保、また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員の専門性強化と、関係機関との連携強化を図る事業です。

（量の見込み）

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	養育支援訪問	29	26	24	21
	要保護・要支援	22	20	18	16
量の見込み(利用見込み)	1	1	1	1	1
実施体制	対象となる児童を支援訪問する				

（確保策の方針と対応策）

- ・現行の体制を維持します。
- ・要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との連携に努め、要保護児童等が健やかに暮らせるように支援します。

(11) 利用者支援事業

子育て中の親子の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、専門の職員が、必要な情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

(量の見込み)

(単位:か所)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年	令和11年
①量の見込み (利用か所)	基本型	-	-	-	-	-
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	1	1	1	1	1
②確保方策 (利用か所)	基本型	-	-	-	-	-
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	1	1	1	1	1

(確保策の方針と対応策)

[子ども家庭センター型]

・子育て包括支援センターにおいて相談・助言等を行います。

[地域子育て相談機関]

・子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加するため、中学校区に1か所を目安に整備を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定子ども・子育て支援施設である幼稚園等に対し、保護者が支払うべき副食費に係る実費徴収費用について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して行う補足給付事業です。

(確保策の方針と対応策)

・国が設定する対象範囲と上限額をもとに、助成の検討を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

民間事業の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置を促進していくために必要な調査研究、支援や相談・助言等を行う事業です。

(確保策の方針と対応策)

- ・事業の実施を検討します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

(量の見込み)

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	3	3	3	3	3
②確保方策(利用定員数)	3	3	3	3	3

(確保策の方針と対応策)

- ・児童相談担当及び母子保健担当、こども課での検討による利用決定に基づき、家庭等との理解のもと、支援に努めます。

(15) 児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。

(量の見込み)

(単位:か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
②確保方策(か所)	0	1	1	1	1

(確保策の方針と対応策)

- ・「こどもの居場所」1か所以上の整備に努めます。

(16) 親子関係形成支援事業（新規）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。

（確保策の方針と対応策）

- ・子育てに関する各種教室や乳幼児とその保護者が相互に交流する場など、あらゆる相談機関の利用を促進することで、必要な支援につなげていきます。

(17) こども誰でも通園事業（新規）

保護者の就労要件などを問わず、保育所等に通っていない生後6ヶ月以上満3歳未満の児童を保育所などの施設に通わせることができる制度です。（令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、令和8年度からは新たな給付制度として位置付けられる）

（量の見込み）

0歳

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	-	1	1	1	1
②確保方策(利用定員数)	-	2	2	2	2

1～2歳

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	-	2	2	2	2
②確保方策(利用定員数)	-	2	2	2	2

（確保策の方針と対応策）

- ・新たな給付制度として位置づけられる令和8年度から実施を予定します。実施可能な場所を選定し、事業を実施します。

(18) 産後ケア事業（新規）

出産後の心身ともに不安定な時期にあって、育児支援を特に必要とする母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保することを目的とする事業です。

（量の見込み）

（単位：人）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	20	17	17	15	13
②確保方策(利用定員数)	20	17	17	15	13

（確保策の方針と対応策）

- ・支援が必要な産婦に対し、適宜ケアやサポートが行えるよう、近隣の産院と連携して対応していきます。

(19) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業（新規）

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦のための支援給付と妊婦への相談支援を行う事業です。

（量の見込み）

（単位：人）

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の 見込み	妊娠届出数	20	17	17	15	13
	1組あたり面談等回数	2	2	2	2	2
	面談等実施合計回数	40	34	34	30	26
②確保方策(面談等実施合計回数)		40	34	34	30	26

（確保策の方針と対応策）

- ・妊婦に対し、助産師や保健師が母子手帳を交付し、子育てのスタートをサポートします。

4 教育・保育の一体的な提供及び推進

(1) 幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策

これまで、こども園・保育所等で培ってきた知識・技能を生かし、幼児期におけるこども一人一人の育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

特定教育保育施設においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、町内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組んでいます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、埼玉県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めます。

5 その他推進方策

(1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に施設整備を行います。

(2) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携

多様な生き方・働き方が浸透する中、家族との時間を大切にする働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に継続して取り組みます。

具体的には、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取組を継続します。

また、父親が子育てに参加できるような各種講座を開催するなど、全ての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境の整備に努めます。

6 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組

本町においては、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、国の「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月策定）、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月策定）に基づき、放課後児童対策を推し進めてきました。

国においては、「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度までで終了し、引き続き令和6年度まで「放課後児童対策パッケージ」に基づき取組を推進しています。本町においても国の動向を踏まえ、引き続き「こどもまんなか」な放課後の実現を図ることとします。

なお、「放課後児童対策パッケージ」終了後も、放課後児童対策の推進にあたっては、国の動向を踏まえながら放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施についても検討していくほか、確保方策としては、小学校の余裕教室の活用等も検討しつつ、教育部局と福祉部局が連携して事業実施について協議していきます。

①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

（放課後児童クラブ）

平成30年度に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学年ごとの量の見込みを行い、女性就業率の上昇、共働き世帯の増加に伴う学童保育のニーズに対

応する体制の確保に取り組めます。放課後児童クラブについては、令和6年度現在、町内5か所で行っており、令和7年度に小学校が統合することに伴い、現在実施している2施設と新たに1施設開設して実施します。

(放課後子ども教室)

放課後子ども教室については現在実施していますが、今後必要に応じて更なる整備を検討します。

②放課後子ども教室の実施計画

事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて、放課後子ども教室の実施について検討します。

③連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、今後も保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携が図れる体制の整備を検討します。

④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育部局と福祉部局の具体的な連携に関する方策

総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行ないます。

本町においては、放課後児童クラブの事業は子育て支援課、放課後子ども教室の事業は教育委員会で担当しており、両事業の実施については学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と連携し、情報共有を図り、必要に応じて協議を行います。

⑤特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

必要に応じ関係機関との協議のうえ、連携強化に取り組めます。

第6章 計画の推進

1 計画内容の住民への周知

基本理念である「かがやく未来へ おがの人づくり」の実現のためには、私たちみんなが、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取組みを実践し継続していくことが欠かせません。

そのため、本計画について、関係機関・団体等への配布や関係各所での配架、また概要版の配布やホームページ等での内容公表・紹介などに努めます。

2 推進体制

(1) 推進体制の整備

本計画に基づき適切に事業を実施することで、こども政策を総合的に推進していきます。

(2) 地域や関係機関等との連携・協働

地域の子育て支援団体、企業などと協力し、またその活動を支援するとともに、連携を深めるため、ネットワークを構築していきます。また、関わる全ての人に対し、「こどもの権利に関する条約」の理解促進を図り、地域が一体となってこどもの権利保障の視点から計画を推進していきます。

3 計画の点検・評価の実施

この計画（Plan）の初期の達成を得るためには、計画に基づく取組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「小鹿野町児童福祉審議会」が、今後、毎年度の進捗状況について、本町として、各種施策が利用者の直面している問題や目標に役立ったか、満足できるものであったか等、利用者の視点に立った点検・評価を実施し、「PDCAサイクル」による継続的評価の考え方を基本として、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、事業取組みの見直し・改善を行うこととします。

資料編

1 小鹿野町児童福祉審議会条例

平成17年10月1日

条例第110号

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、児童福祉行政の円滑な推進を図るため、小鹿野町児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、児童福祉に関する必要な事項について調査し、及び審議する。

2 審議会は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 児童福祉関係者

(2) 識見を有する者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会長は、審議会を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、こども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月6日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 小鹿野町児童福祉審議委員名簿

N o	役 職 名	氏 名	備 考
1	小鹿野町副町長	持 田 孝 史	
2	小鹿野町議会文化厚生常任委員長	加 藤 喜 一	
3	小鹿野町区長協議会長	黒 沢 裕 幸	
4	国保町立小鹿野中央病院長	山 下 拓 斗	
5	小鹿野町社会福祉協議会事務局長	黒 田 佳 之	
6	小鹿野町主任児童委員	高 橋 慶 子	
7	小鹿野中学校長	新 井 一 也	
8	小鹿野小学校長	船 崎 浩	
9	小鹿野ひまわり保育園長	桐 谷 直 子	
1 0	おがの保育所長	黒 沢 恵	
1 1	おがのこども園長	石 原 久美子	
1 2	おがのこども園みんなの会会長	笠 原 実 咲	
1 3	西秩父商工会事務局長	猪 野 茂	
1 4	ニャッピーくらぶ代表	笠 原 侑 香	
1 5	小鹿野学童クラブ施設長代表	高 橋 千寿子	

3 小鹿野町子ども・子育て支援事業計画庁内検討会議 設置要綱

平成25年11月26日

訓令第10号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第60条の規定に基づき策定する子ども・子育て支援対策の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）について、調査研究し、総合的、体系的に検討するため、小鹿野町子ども・子育て支援事業計画庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討会議は、別表に定める関係各課所の職員をもって組織する。

(会長)

第3条 検討会議に会長を置き、会長にはこども課長をもって充てる。

2 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 検討会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 検討会議は、必要に応じて随時開催し、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、こども課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第7号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月1日訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月26日訓令第4号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月6日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月18日訓令第4号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和５年２月１７日訓令第５号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

課所名

総務課、総合政策課、住民生活課、こども課、福祉課、保健課、まちづくり観光課、産業振興課、建設課、保育所、こども園、子育て支援センター、学校教育課、生涯学習課、公民館、図書館

4 小鹿野町子ども・子育て支援事業計画庁内検討会議 委員名簿

N o	区 分	氏 名
1	総務課	上井 一人
2	総合政策課	杉田 渚
3	住民生活課	岩田 直美
4	こども課	(事務局)
5	福祉課	柳原 健太
6	保健課	倉林千恵子
7	まちづくり観光課	坂本 芳紀
8	産業振興課	新井 雅行
9	建設課	黒沢 翔平
10	保育所	常木 律子
11	こども園	新井 由美
12	学校教育課	今井 信
13	生涯学習課	加藤 淳太

発行年月 令和7年3月
編集・発行 小鹿野町 こども課
368-0192 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地
TEL : 0494-75-1221 (代表) / FAX : 0494-75-2819